

## 横浜市税制研究会「緑の保全・創造に向けた課税自主権 の活用に関する最終報告」について

横浜市税制研究会では、昨年 8 月の設置以来、横浜市中期計画（平成 18 年策定）に掲げられた横浜みどりアップ計画の財源確保策を始め、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討してきました。

この度、環境創造局による 7 月 24 日の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）公表を受け、8 月 4 日に第 8 回税制研究会を開催して議論が行われました。その後、委員間で内容を調整のうえ、本日、本市に最終報告書が提出されましたのでご報告します。

今後、税制研究会の最終報告の内容を踏まえ、広く市民の意見を伺いながら、市としての対応を検討のうえ、市会での議論に付してまいります。

- 横浜市税制研究会の最終報告の主な内容  
別紙 1 のとおり
  
- 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告（平成 20 年 8 月横浜市税制研究会）  
別紙 2 のとおり

## 横浜市税制研究会最終報告の主な内容

### 1 課税自主権活用の前提として求められる「施策」「行財政改革等の取組」の検証

- ・ 緑の多くが民有地に依存している中、相続時の対応や日常の維持管理費負担等、土地所有者の負担と努力だけでは緑を保全することができない状況。
- ・ 緑地保全指定等を拡大して土地所有者の維持管理費を支援するとともに、相続等やむを得ない際に緑地の公有地化によって緑を保全し、あわせて市民利用の促進や市街地の緑化を進めるという施策構成は、全体として合理性が認められる。
- ・ 過去の施策との関係性や今回の施策の実施によって5年後にどのような効果が得られるのか等について、なお不明確な部分がある。今後、市民に対してわかりやすく説明できるよう工夫を重ね、市民参画による施策への提言や検証を通じて明確化されることが重要。
- ・ 財政状況が非常に厳しいなか、市債の発行抑制や外郭団体を含めた全ての借入金の削減、職員定数の削減（政令市で人口あたり最小）、給与制度改革など、全国に先駆けて積極的に行財政改革等に取り組んでいることは事実。
- ・ 以上から、課税自主権活用の前提となる施策の重要性や行財政改革等の取組は理解できる。さらに、市民の理解と納得に向けて、これからも施策の精査、行財政改革等に取り組んでいくよう期待。

### 2 課税自主権活用に関する基本的考え方

- ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用方策として、「新税の創設」と「税負担の軽減による誘導策」をセットで実施していくことが適当。
- ・ あわせて、新税の使い方や効果等に関して継続的にフォローアップしていく市民参画の仕組みを導入すべき。

### 3 新税の創設

緑の保全・創造に向けた新税として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当。

（趣旨）

- ・ 横浜は、首都圏としての立地環境等から、強力な開発圧力にさらされており、緑は年々大きく減少。
- ・ このような横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。
- ・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから、課税手法としては市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしい。

## 4 市民税（個人・法人）均等割超過課税案の詳細

### （新税の使途）

- ・ 広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。
- ・ 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。

### （税率設定の考え方）

- ・ 新たに必要となる一般財源（約 38 億円）をもとに、仮に全てを市民税均等割超過課税によってまかなう場合、市民負担額は中間整理段階で示したものと同程度（※中間整理における税率試算→個人：1,300 円／年間、法人：規模に応じた均等割額の 13%（6,500～390,000 円／年間））。
- ・ 今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。

### （課税期間の設定）

- ・ 定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的。

## 5 税負担の軽減による誘導策

- ・ 税負担の軽減は、原則として、補助金を含めその他の有効な手法について幅広く検討を行ったうえで、限定的に実施すべき。
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免を行っている「市民の森」や「緑地保存地区」の制度等について、広く周知を進め、指定拡大につなげていくことが必要。
- ・ また、新たに、身近な緑化の更なる促進等に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる。

## 6 市民参画の仕組みづくり

- ・ 課税自主権の活用にあたっては、市民の理解と納得が欠かせない。市民参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要。
- ・ 使途を明確化するために新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべき。

# 緑の保全・創造に向けた課税 自主権の活用に関する最終報告

平成 20 年 8 月  
横浜市税制研究会

## 目 次

はじめに	1
1 課税自主権活用の前提として求められる事項	2
（1）施策の重要性	
（2）財政状況の説明・行財政改革等の取組	
2 課税自主権活用の前提として求められる事項の検証	4
（1）施策の重要性の検証	
（2）財政状況の説明・行財政改革等の取組の検証	
3 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項	7
（1）あらゆる選択肢の検討	
（2）全国標準的な公共サービスとの関係	
（3）用途の明確化の必要性	
（4）時限的手法の必要性	
（5）市民の理解と参画の必要性	
4 課税自主権の具体的活用方策についての基本的考え方	8
5 新たな税の検討	9
（1）財源確保に向けた新税の検討	
（2）税制自体のインセンティブを活用した新税の検討	
（3）新たな税の検討に関する結論	
6 市民税（個人・法人）均等割超過課税案の詳細	12
（1）新税の用途	
（2）税率設定の考え方	
（3）課税期間の設定	
7 施策誘導を目的とした税負担の軽減	15
（1）基本的考え方	
（2）具体的活用方策	
8 市民の理解と参画	17
（1）基本的考え方	
（2）具体的取組	
おわりに	19
（税制研究会委員名簿）	21
（横浜市税制研究会の活動経過）	21
参考資料 1 「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）」	
参考資料 2 「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）資料編」	
参考資料 3 「土地利用制度による誘導」	
参考資料 4 「横浜市の財政状況・行財政改革等の取組」	

## はじめに

横浜市税制研究会では、昨年8月以降、横浜市の緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用をテーマに8回にわたり検討を行ってきた。また、研究会での審議と並行して、議論が机上の空論とならないよう、緑の現状を把握すべく現地の視察も行った。

研究会では、緑が大きく減少してきた背景は何か、これからどうやって緑を保全・創造していくのか等について、市の担当部署から説明を受けながら、税としてどのような貢献が可能か、課税自主権の活用方策について、新たな市民負担となる新税の創設をも視野に入れた検討を行ってきた。

そうした中で、昨年12月には、緑の保全・創造に向けた課税自主権活用検討にあたっての考え方、留意点を中間報告として整理し、また、本年6月には、市民とともに考えていくためのシンポジウム等の取組も予定されていたことから、新たな市民負担を含めた検討の状況を参考にさせていただけるよう、課税自主権の具体的な活用に関する意見について中間的な整理を行った。

このような中で、緑地・農地の減少や土地利用の混乱等への対応に関する「市街化調整区域あり方検討委員会」からの答申（「横浜市における今後の市街化調整区域のあり方について」（H19.2））や、緑の保全・創造に向けた環境創造審議会からの提言（「緑施策の重点取組について」（H19.12））、農政施策検討会からの提言（「横浜における今後の農政施策について」（H20.7））、また、市街化調整区域の農地・樹林地所有者に対するアンケート（H19.9）や、1万人市民アンケート（H20.5）、市民向けのシンポジウム（H20.7）等、様々な取組を経て、今般、市の緑の保全・創造に向けた横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）等がとりまとめられた。

詳細な施策案の提示という最も重要な要素が揃ったことを受け、今回、昨年12月の中間報告及び本年6月の中間整理の内容を十分吟味するなど、再度、1年間の検討結果を整理し直し、最終報告としてとりまとめたものである。

## 1 課税自主権活用の前提として求められる事項

課税自主権を活用する際には、その前提条件として、(1) 施策の重要性と(2) 財政状況の説明・行財政改革等に向けた取組が求められる。

### (1) 施策の重要性

#### ア 施策の明確化・効果検証と市民理解

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。

特に、市民に対して新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点について詳細な説明を行う必要がある。

今回は、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討を行うものであるが、これまでも緑の保全・創造に向け様々な施策が実施されてきたにもかかわらず、緑は減り続けてきた。これまで行ってきた施策について十分検証し、そのうえに立って、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことが重要であり、税はそれを側面からサポートする位置づけにある。

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得をえるためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかりと行う必要がある。単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意をえることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

#### イ 緑の多面性に応じた対応

横浜市の緑には、エリアや性格に多面性があり、緑の10大拠点等のまとまった樹林地・農地の保全や、市街地の中の緑化の推進等、それぞれに応じた対応が必要である。

施策の策定にあたっては、エリアや性格に応じ、どのような施策で緑を保全し、創造していくのか、対応を使い分ける必要がある。

#### ウ 規制的手法との関係

緑の保全・創造に向けた施策として、規制や補助・支援など、多様な手法を検討する必要がある。緑が存在し続けられるよう、土地所有者の維持管理努力への支援も重要であるが、緑を保全する方策の一つとして、やはり、規制的手法も活用すべきでないかと考えられる。

一つの政策手法で目的を達成できない場合に、それぞれの手法の長所をバランスよく組み合わせていくなかで、税の担うべき役割や具体的活用方策を考えることが重要である。

## エ 税負担軽減分の把握

緑地保全指定に対応して、これまでも固定資産税・都市計画税の負担軽減が行われてきている。税負担の軽減は相当額を事業費として支出しているのと実質的に同じであり、新たな施策に伴い必要財源額を算定する際は、税負担の軽減による支出相当分を考慮に入れる必要がある。

### (2) 財政状況の説明・行財政改革等の取組

課税自主権活用の一つとして、特に新たな市民負担を検討するにあたっては、横浜市の財政状況と行財政改革等の取組に対する理解と納得が欠かせない。

財政状況が一般的に厳しいことは理解できるが、既存事業の「選択と重点化」や実施手法の効率化など徹底的な見直しによる財源捻出に加え、行財政改革、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力について、市民の納得がえられるようわかりやすく示していくことが必要である。加えて、新たな負担による財源と、既存財源によってまかなう事業との差異等についても、十分納得のいく説明を行うことが必要である。

## 2 課税自主権活用の前提として求められる事項の検証

そこで、まず、横浜市が新たに実施を計画している施策、横浜市の財政状況・行財政改革等の取組が課税自主権活用の前提条件を満たしているか検証する。

### (1) 施策の重要性の検証

緑の保全・創造に向け、横浜市が新たに実施を計画している施策は、参考資料1から参考資料3までのとおりである。

これまで、横浜市は、樹林地については「特別緑地保全地区」などの国の制度や、「市民の森」、「緑地保存地区」など市独自の制度によって、また、農地については、「農地法による土地利用規制」や「相続税納税猶予」などの国の制度や、「農業専用地区」、「恵みの里」などの市独自の制度を活用し、市内の緑の保全に努めてきた。

しかしながら、横浜は、首都圏という巨大都市圏の中でとりわけ好条件の立地環境にあることから非常に強い開発圧力にさらされており、近年の開発の実施等に伴い、緑の総量は減少を続けてきた。昭和50年（1975年）には45.4%あった緑被率が、平成16年（2004年）には31.0%と30年間で約14ポイント減少し、現在も、毎年、日産スタジアム15.5個分にあたる約100haの樹林地・農地が失われている。

既存の緑の多くは、民有地に依存しており、これらの緑は土地所有者の負担と努力によって維持されてきたものである。しかしながら、現在、相続が生じた際の相続税や日常の維持管理費負担、高齢化・後継者不足など多くの課題があり、土地所有者の努力だけでは守り続けることができない状況になっているのである。

こうしたなか、緑を保全していくためには、まず、緑が開発されることとなったとき、緑を少しでも多く残せるように、開発等に関する規制的手法を工夫して活用していくことが考えられる。

この点について、横浜市では、これまで行ってきた市街化区域内の風致地区や市街化調整区域の設定等に加え、今回、新たに市街化区域における特別緑地保全地区等の指定拡大や緑化地域制度の導入、斜面緑地開発行為に関する景観計画の検討を行っている。また、市街化調整区域においても、同様に特別緑地保全地区等の指定拡大を目指すとともに開発許可制度の運用の見直しなど土地利用制度を活用することによって、緑の総量の維持を図ろうとしている。

しかし、全ての緑を残すような規制をかけることは財産権との関係で無理があり、また、そうした規制には、行政に買い取り義務が生じることとなろう。買い取りによって公有地化を進めることは最も効果的かつ恒久的な保全策ではあるが、民有地の緑を全て買い取っていくにはばく大なコストを必要とし、また、土地所有者や多くの市民の望むところでもない。

そう考えると、まずは、土地所有者が自ら緑を守り続けることができよう支援を進めていくことが何より重要である。

そこで、横浜市では、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）によって、従来の規模を大きく上回る緑地保全指定等を行い、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続け

られるように、維持管理費の負担軽減や市民協働による樹林地管理支援、生産緑地制度の積極的活用、借地公園制度を活用した農園つき公園の整備等による農地保有の負担軽減を計画している。そのうえで、相続等やむをえない事態の際に、特別緑地保全地区等の指定を条件に緑地の公有地化を図ろうとしている。

この緑地の公有地化は、いわば、残された緑を最終的には市民共有の財産としていくものであり、今回示された横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）事業費の約8割を占める新規・拡充施策の中心的事業である。さらに、公有地化は、それ自体が最も効果的かつ恒久的な緑地保全策であるというだけでなく、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように積極的に支援を行っていく裏付けとしても、非常に重要な意味を持っている。逆に言えば、相続等の不測の事態に公有地化を行うという裏付けがないまま支援を進めると、維持管理費の負担軽減や市民協働による樹林地管理支援等を行ったにもかかわらず、最終的には開発されてしまったということになりかねない。十分な支援は、いざというときに公有地化を行うという施策があつて初めてできることでもある。

これらは緑の保全に向けた施策であるが、緑の多くが民有地に依存している以上、全ての緑を残すことには無理があることから、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、市街地の身近な緑化、いわゆる緑の創造についても、強力に推進していこうとしている。

また、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、これら緑の総量維持という「量の成果」を直接目指す施策に加え、荒廃した樹林地を季節感があり美しい樹林に再生する景観の森や生き物の観察ができる生き物の森等、里山を活かした利活用の促進、完熟した果物を収穫体験できる農園の増設など、「質の成果」を高めるとともに、間接的に「量の成果」に貢献する施策も掲げられている。これらの施策が総合的に実施されることで、広く緑の保全・創造という目的の達成に寄与していくこととなると考えられる。

こうして、今回提示された横浜市の施策構成を見ると、全体として十分合理性が認められ、市民に新たな負担を提案していく施策としての前提条件を満たしていると考えられる。

過去の施策との関係性や施策の具体的な姿、横浜みどりアップ計画の新規・拡充施策の実施によって5年後にどのような効果がえられるのか等についてなお不明確な部分があるが、今後、市民に対してわかりやすく説明できるよう工夫を重ね、最終的には、後述するような市民参画による施策への提言や検証を通じて明確化されることを期待したい。

## （2）財政状況の説明・行財政改革等の取組の検証

横浜市の財政状況・行財政改革等の取組は、参考資料4のとおりである。

一般財源が、普通地方交付税の減収などにより、この10年間で約1,100億円減少し、今後も、経済環境の悪化による市税収入等への影響により、一般財源の減収傾向が予想されること、これに対して、一般会計の歳出に占める福祉・医療・子育てなどの経費であ

る扶助費を始めとした義務的経費の割合は、この10年間で7.9%も伸び、今後も増加が見込まれるなど、横浜市の財政状況は非常に厳しいことがうかがえる。このような中で、市債の発行を計画的に抑制するとともに、全国の自治体で初めて外郭団体も含めた全ての借入金の実態を整理・公表し、計画的な返済を行った結果、外郭団体を含めた横浜市全体の借入金残高がこの7年間で8,508億円減少する見込みとなるなど、財政健全化に向けた取組を率先して進めてきていることは事実である。

行政改革についても、職員定数では、すべての職場で仕事の進め方などを見直すことにより、効率的な執行体制の構築を進めた結果、横浜市中期計画で定めた削減目標（▲1,900人）を2年前倒しの20年度で達成し、人口1,000人あたりの職員数は、政令指定都市の中で最少となっている。職員の給与制度についても、横浜市独自の取組として、18年4月からの特殊勤務手当の原則廃止など、その改革に積極的に取り組んでいる。

また、外郭団体の改革についても、団体の統廃合を進めた一方、存続する団体にあっても、横浜市独自の制度で、外部評価などを取り入れた特定協約団体マネジメントサイクルを導入し、外郭団体の自主的・自立的経営を促進している。さらに、「公の施設」の管理運営については、指定管理者制度が導入されているが、横浜市ではその選定にあたっては、全国に先駆けて公募を基本として、施設ごとに最もふさわしい指定管理者を選定しているとともに、18年度からは、公の施設のより良い施設運営と市民サービスの向上を図るために、全国で初めてとなる民間評価機関を活用した第三者評価制度を導入している。

このように横浜市では様々な行財政改革を、全国に先駆けて積極的に取り組んでいることは事実である。

加えて、「協働の森基金」や「ネーミングライツ」など、緑の保全・創造に向けた寄附等の財源確保の取組も進めている。

こうした事実を踏まえると、課税自主権の活用検討の前提として理解はできるところである。しかしながら、市民の理解と納得に向けては、これからも様々な課題に取り組む、継続して経費の節減を進めることが必要であり、職員一人一人が市民が負担する税の意味を理解し、貴重な財源を有効に使っていかねばならないことを改めて強調しておく。

これらの取組についても、施策の検証等と同様に、後述する市民参画の取組の中で継続的に検証されることを期待したい。

### 3 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項

次に、課税自主権の具体的活用方策の検討に入ることとなるが、検討にあたっては、(1) あらゆる選択肢の検討、(2) 全国標準的な公共サービスとの関係、(3) 用途の明確化の必要性、(4) 時限的手法の必要性、(5) 市民の理解と参画の必要性の5点に留意することが必要である。

#### (1) あらゆる選択肢の検討

市民に対して新たな税負担を求める可能性がある以上、最初から特定の案に絞って議論していくことは適当でない。

課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税(既存法定税目への超過課税、法定外税)、②税制自体のインセンティブを活用した新税(法定外税)、③施策誘導を目的とした税負担の軽減が考えられるが、これらの全てを検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要である。

#### (2) 全国標準的な公共サービスとの関係

全国標準的な公共サービスは、標準的な税負担によってまかなわれると考えられている。財源確保のために新たな税負担を求めるには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、全国標準的な公共サービスを越える事業を行うことが前提となる。

#### (3) 用途の明確化の必要性

新たな税負担を求める場合は、新たな税収を既存の税収と分け、用途を明確にする仕組みが重要である。新たな税収の受け皿として、基金等を活用し、市民に対して用途を明らかにする方法が必要である。

#### (4) 時限的手法の必要性

新たな税負担を求める場合は、その負担によって実施する施策の効果等の検証が重要となる。そのため、恒久的な措置とするのではなく、例えば5年間といった時限的手法をとるなど、定期的に検証を行う仕組みをあらかじめ設けていくことが適当である。その期間内に評価をしっかりと行い、そのうえで、見直しを行うか、継続するかの判断を行うことが可能となる。

#### (5) 市民の理解と参画の必要性

新たな税負担を求める場合は、市民の理解と納得がえられるかが極めて重要であり、特に、緑の保全・創造は、行政だけでできることではなく、市民の強い支持をえるとともに、市民の参画・協働がない限り、そもそも成り立たないと考えられる。

施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要である。

#### 4 課税自主権の具体的活用方策についての基本的考え方

緑の保全・創造に向けた施策として、規制や補助・支援など、横浜市が計画する多様な手法を検証したが、これらの手法の一つとして、課税自主権を活用し、緑の保全・創造に貢献することが考えられる。

先に触れたように、課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税（既存法定税目への超過課税、法定外税）、②税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）、③施策誘導を目的とした税負担の軽減がある。

課税自主権の活用方策としては、新税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットで実施していくことが適当である。

また、課税自主権の活用にあたっては、いうまでもなく市民の理解と納得が欠かせない。

したがって、税の使い方や効果等に関して継続的にフォローアップしていく市民参画の仕組みについても、あわせて提示することが重要である。

このような基本的考え方に立ち、課税自主権の具体的な活用方策と市民参画の仕組みについて、次の5以降で整理した。

##### ○ 課税自主権の具体的活用方策と市民参画の仕組み

具体的活用方策	手 法	該当項目
財源確保に向けた新税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益との関係に基づく課税手法（既存法定税目への超過課税）</li> <li>・特別な原因関係に基づく課税手法（法定外税）</li> </ul>	5（1） 6
税制自体のインセンティブを活用した新税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定外税</li> </ul>	5（2）
施策誘導を目的とした税負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の保全を目的とした税負担の軽減措置</li> <li>・緑の創造を目的とした税負担の軽減措置</li> </ul>	7（1） （2）
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑		
市民の理解と参画		8

## 5 新たな税の検討

### (1) 財源確保に向けた新税の検討

#### ア 全国標準的な公共サービスとの関係

横浜市は大都市でありながら、緑に被われた豊かな環境が残されている。これは横浜市の特徴であり、かつ魅力である。市民アンケート等の結果から、市民も、大都市における生活の利便だけでなく、豊かな緑のある良好な生活環境の維持に対する意向（ニーズ）をあわせて持っていることが明らかになっている。

しかし、横浜市は、首都圏という巨大都市圏の中で、とりわけ好条件の立地環境にあることから、非常に強い開発圧力にさらされており、豊かな緑は、年々大きく減少し続けている。

こうした中で、横浜市は、市民の意向に応え、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していくため、今後、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」等で、緑地の公有地化など、既存の緑施策を大きく拡大（量的・質的）していこうとしており、その実現には大きなコストを要することが想定されているところである。

このような状況を踏まえれば、横浜市が新たに計画している緑施策にかかる事業費は、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超えた水準のコストであるといえ、新たな負担を求める場合の理由等についてわかりやすく示したうえで、広く市民の理解と納得をえて、新たな税負担を求めることも十分可能であると考えられる。

#### イ 課税手法の選択

課税手法の選択にあたっては、実現しようとする施策によってどのような対象に受益が及ぶか、特別な原因関係を有する対象があるかといった点を踏まえ、受益や原因に対応した手法を選ぶ必要がある。

特に、特定の行為等を捉えて、一部の納税義務者に税負担を課していく場合は、目的に照らして、手段として税によることが適当であるかどうか、十分に検討する必要がある。

#### (ア) 受益との関係に基づく課税手法の検討 ～市民税（個人・法人）均等割超過課税

そこで、まず、受益との関係について見てみると、憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO<sub>2</sub> 吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。

このような点を考慮すると、新たな負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。

なお、市民税（個人・法人）均等割への超過課税に関しては、神奈川県の水源地

保全・再生するための個人県民税（均等割・所得割）超過課税（いわゆる水源環境税）との関係や、横浜市が行っている法人市民税（法人税割）超過課税との関係整理が必要となる。

そこで、まず、県の水源環境税について見ると、これは、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、横浜市の緑地保全に対する活用（交付金等）はなく、市が検討している超過課税との重複はない。

また、市の法人市民税超過課税について見ると、これは、都市基盤整備や地震防災対策に向けた負担として、道路橋梁整備や公共建築物の長寿命化等に活用されているが、法人税割のみに適用されており、実際の納税者も、全体の2%程度（平成19年度実績）である。

こういった点を考慮すると、二重課税や加重課税にあたるものではないと考えられる。

#### （イ）特別な原因関係に基づく課税手法の検討

緑の減少を伴う開発事業は、緑減少の直接的な原因であると考えられることから、広く市民に負担を求めることとの釣り合いを考えれば、特別な原因関係に着目し、開発事業に向けた一定規模以上の緑の伐採に対して法定外税として一定の負担を求めることができないかを検討する必要があると判断した。

そこで多方面から慎重な審議を行ったが、汚染物質の排出に対する対策のような場合と異なり、緑を減少させること自体を原因として直ちに税負担を求めることには法律上様々な課題があり、またこのような税は、既存の開発には課税されず、むしろこれまで緑の保全に協力してきた方々が持つ土地に限り課税されることとなることから、公平性の点でも課題が残るとの結論となった。

#### （2）税制自体のインセンティブを活用した新税の検討

緑の伐採に対する新税は課題が残るとの結論となったが、一方で、緑減少を伴うものに限らず、すべての開発事業などを対象として、緑化拡大効果が生じる法定外税を設けることはできるのではないかという意見があり、次のような案について議論を行った。

##### ア 法定外税案

###### （ア）趣旨

緑被率の維持・向上に必要な緑化率による緑化面積を下回る開発に対し、実際の緑化割合に応じた一定の税負担を求めるとともに、これを超える緑化に対しては補助金を交付することにより、開発事業における緑化を推進する。

###### （イ）具体的な税制の形態

- a 現行の「横浜市の開発事業の調整等に関する条例」等で、土地の用途ごとに設定されている緑化率（以下「基準緑化率」という。）を上回る緑化率を設定（以下「誘導緑化率」という。）。

- b 誘導緑化率は、緑被率の維持に必要となる水準を設定(例:基準緑化率+10%)。
- c 各開発事業を対象に、誘導緑化率に基づく緑化面積と実際の緑化面積との乖離面積を対象に課税。
- d 誘導緑化率を超える緑化を行った場合は、この税によってえられた税収を原資として、補助金を交付。

## イ 案の評価

市民に広く薄く負担を求める一方で、緑被率の維持・向上に必要な緑化率を誘導していくためにインセンティブ税制を仕組んでいくことは、横浜らしい税制の一つのアイデアとして重要であり、存在意義は極めて高いと考えられる。

しかしながら、特別な原因関係に基づく課税手法の検討のところでも触れたのと同様に、汚染物質の排出に対する対策のような場合と異なり、緑化割合自体を根拠に直ちに税負担を求めることには法律上様々な課題があり、また、そもそも、都市計画法等によって、開発の際に公益施設を供出するなど、法で定められた義務を果している開発事業者に対して、法で求められる水準を超えて負担を求めるのが適切かどうかという課題がある。

さらに、課税技術的にも、課税標準や税率をどのように設定していくのか、また、あくまで開発時課税であり、後々の緑の伐採等にどう対処していくのかといった課題がある。

以上から、具体的なインセンティブ税制について成案をうるには至らなかった。

## (3) 新たな税の検討に関する結論

これら多くの観点から検討を慎重に行った結果、新たな税を創設するならば、市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めることが適当であろうとの結論に至った。

## 6 市民税（個人・法人）均等割超過課税案の詳細

### （１）新税の用途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）において、新規・拡充施策として多くの施策が掲げられているが、新税の用途としては、市民に広く薄く負担を求める市民税均等割超過課税という手法に適したものを選ぶ必要がある。

用途としては、まず、より確実な緑の保全・創造につながるものを選定することが望ましい。例えば、土地所有者が樹林地や農地を持ち続けることができるように支援策を講じることも非常に重要であるが、支援を行った結果、必ずしも恒久的に当該樹林地等が保全されないとすると、超過課税の目的が果たせないこととなる。

したがって、用途としては、間接的な支援策よりも恒久的な保全策である買い取りによる公有地化がより相応しい。買い取りは、所有権が市に移転することで、市民が樹林地等のオーナーとして位置づけられることとなり、この点からも、均等割の超過課税に係る税収の用途として相応しいと考えられる。

ただし、土地所有者に対する支援に充てる場合でも、緑地保全制度等によって保全措置が講じられ、いざという場合に公有地となるのであれば、恒久性が担保されることとなる。

このように見ても、緑の多くが民有樹林地等に依存している中で、広く市民がその維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。

また、市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取り組みに充てていくことも、超過課税の趣旨にかなうものと考えられる。

一方で、個人の所得保障や特定産業の個別支援につながるものは、市民の共有財産に即座につながるものではないことから、広く市民に負担を求める市民税均等割超過課税の趣旨からすると、新税の用途としては、市民の理解がえられにくいのではないかと考えられる。各事業の必要性や効果の範囲等について、十分市民理解をえるよう努めるとともに、こうした市民の意向にも配慮した対応が必要となろう。

### （２）税率設定の考え方

税率の設定にあたっては、新たな施策に必要とされる財源額を考慮するとともに、市民の負担の水準も配慮していく必要がある。

また、市民税（個人・法人）均等割は、個人と法人で税率の設定が異なっていることから、個人・法人間の負担割合をどうするかについても整理しておく必要がある。

#### ア 必要とされる財源額に基づく税率設定

今回、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）で示された関連事業費は、21年度から25年度までの単年度平均で約121億円、20年度関連事業予算額との対

比では85億円程度の増嵩となる。このうち一般財源として約38億円が新たに必要とされるという見込が示された。

この一般財源規模は、中間整理段階で示されたものと同じであり、仮に、これらの全てを市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととした場合の市民負担額も同程度となるが、もちろん、これは、現時点の計画事業費を前提に、必要とされる一般財源を全て市民税均等割超過課税によってまかなうことと仮定した場合の試算にすぎない（※中間整理における税率試算→個人：1,300円/年間、法人：規模に応じた均等割額の13%（6,500～390,000円/年間））。

今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費の精査を更に進めるとともに、新税の使途として市民の理解がえられるかどうかについて十分検討し、新税以外の方法による財源確保努力など、更なる内部努力を行ったうえで、設定を行っていくことが必要となる。

#### イ 負担の水準に配慮した税率設定

なおいま一つ重要な点として、市民税均等割の税率については、こうした財政上の必要性だけで決定できるものではなく、すべての市民（一定の低所得者を除く。）が所得の多寡にかかわらず均等に負担するという均等割制度の性格からして、税率の設定には自ずと一定の上限があることを記しておきたい。

#### ウ 個人・法人間の負担割合

個人・法人間の負担割合については、所得課税分も含めて、個人、法人の負担増加率を同程度としていくことが適当である。

個人市民税の均等割は1人年間3,000円、法人市民税は規模に応じて50,000円から3,000,000円までとなっている。

新たに個人の均等割に対して、仮に一つの例示として1,000円の負担を求めるとすると、個人の平均市民税額が約170,000円（均等割約3,000円、所得割約167,000円）となっていることから（20年度予算額）、その負担増加率は0.59%となる。

一方、法人の平均市民税額は約1,713,000円（均等割約102,000円、法人税割約1,611,000円）となっていることから（20年度予算額）、この合計額に負担増加率0.59%を乗じると約10,000円となる。これを法人市民税均等割の超過率で示すと、規模に応じた均等割の10%となる。

したがって、個人・法人間の負担割合については、個人100円あたり法人1%としていくことが適当である。

この個人・法人間の税率設定は、他県の森林保全等に向けた県民税超過課税においても広く採用されており、そういった点から見ても適当であると考えられる。

税率の設定に際しては、これらの要素を十分に吟味し、適切な水準の税率が導き出されねばならない。

### （3）課税期間の設定

緑を守り、つくり、育てる取組は、長期・継続的な視点に基づいて行う必要がある

との観点から、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）は「横浜市水と緑の基本計画（平成18年～37年）の目標年次である37年を見通しているが、今回、横浜市からは、当面の事業費として21年度から25年度までの5か年の計画事業費の概算が示された。これまで他県において導入された森林保全等に向けた県民税超過課税においても、全て5年間の時限措置とされており、定期的に事業効果の検証を行っていくうえでも、5年間という期間設定が合理的であると考えられることから、横浜市においても、市民税均等割超過課税の導入にあたっては、計画事業期間である21年度から25年度までの5か年の時限措置とすることが適当である。

## 7 施策誘導を目的とした税負担の軽減

### (1) 基本的考え方

特定施策誘導手法としては、守秘義務の関係で個別の軽減額を公表できない税負担の軽減よりも、補助金の方が透明性の点で優れている。

したがって税負担の軽減という手法は、安易に多用すべきではなく、限定的な手法として活用すべきである。具体的には、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、①補助金と比較してより効果があがるような場合や、②補助金の効果をより促進していくために補助金とあわせて活用していく場合に限定して行っていくことが適当である。

### (2) 具体的活用方策

#### ア 緑の保全を目的とした税負担の軽減措置

横浜市では、既に、緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地（市民の森、緑地保存地区等）について、固定資産税・都市計画税の減免措置を講じている。

指定緑地の拡大が課題となっているが、当該減免措置は大きなインセンティブとなりえるものであり、広く周知を進めていくことで、対象緑地の指定拡大を図っていくことが期待できる。

なお、減免対象緑地の面積は、現在、500 m<sup>2</sup>以上（緑地保存地区の場合）とされているが、小規模な樹林地など、より多くの緑地を保全していくという観点から、対象緑地面積の下限を引き下げていくことも考えられる。

#### (ア) 減免対象緑地の概要

対象地	市民の森	緑地保存地区	源流の森
設置根拠	緑の環境をつくり育てる条例		
	市民の森設置事業実施要綱	緑地保存事業実施要綱	源流の森保存事業実施要綱
設置区域	市内全域	市街化区域	市街化調整区域
指定基準	概ね2 ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	500m <sup>2</sup> 以上の一団の樹林地	概ね5,000 m <sup>2</sup> 以上の一団の樹林地
設置形態	市民の森契約・指定	緑地保存契約・指定	源流の森保存契約・指定
契約期間	契約期間10年以上		
公開義務	公開義務あり	公開義務なし	

(イ) 減免措置の内容等

対象地	市民の森	緑地保存地区	源流の森
対象税目	固定資産税・都市計画税		固定資産税
減免額	指定期間中に到来する納期において、対象地に係る税額の全額（100%減免）		
途中解除時の措置	税減免相当額（7年分を限度）等を違約金として支払う		
税以外の支援制度	緑地育成奨励金（30円/㎡） 更新時に継続一時金を交付	更新時に継続一時金を交付 緑地相談制度	更新時に継続一時金を交付

(ウ) 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）どおりに緑地保全指定が行われた場合の効果

21年度から25年度までの累計で、固定資産税・都市計画税あわせて約1.4億円の減免が見込まれる。

イ 緑の創造を目的とした税負担の軽減措置

横浜市では、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）において、基準以上の緑化を行った場合に固定資産税・都市計画税を軽減する制度の導入を検討している。

その具体的方策として、緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて一定の緑化が行われた建築物の敷地のうち、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた敷地の緑化された土地部分について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる。

市街地における建築物敷地の緑化は、緑の環境をつくり育てる条例等に基づく緑化協議や今後導入される緑化地域制度によって、条例等に定められた緑化基準レベルの緑化率（5～15%）が確保されることとなるが、当該緑化基準を超えた緑化を誘導し、更に高いレベルでの緑化促進に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置によるインセンティブ効果が見込まれることから、税負担の軽減措置の活用も有効であると考えられる。

## 8 市民の理解と参画

### (1) 基本的考え方

横浜市では、40年以上前から、緑の保全・創造に向けた取組を広く支えていくため、市民・企業・NPOなどによる環境活動等、多様な主体の参加と協働の取組の推進を掲げてきた。例えば昭和46年（1971年）に創設された横浜市独自の「市民の森制度」は、乱開発によって失われつつある緑の保存を図るため、土地所有者の理解と協力により保全されてきた緑地を市民に広く開放し、市民による「愛護組織」でその管理を行っていかうとする画期的な制度で、後の都市緑地法の市民緑地制度の前身となったものである。このように、横浜では早くから市民との協働による取組が盛んに行われてきた。

緑の減少に歯止めをかけ、かけがえのない環境を将来へ引き継ぐことを目的とした新たな税負担を市民税均等割超過課税という形で広く薄く市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要である。そのためには、施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要である。

### (2) 具体的取組

用途を明確化するために新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべきである。

具体的には、市民、関係団体、有識者等からなる次のような組織を設けていくことが考えられる。

#### ア 目的

- (ア) 市民の視点からの事業効果の検証、施策への提言
- (イ) 緑の保全・創造に向けた市民参画の促進 等

#### イ 位置づけ

緑の保全・創造に向けた新たな税収及び寄附の受け皿としての基金の運用に関する組織として独立した組織とする。

#### ウ 構成員（例）（概ね10～20人程度を想定）

- (ア) 公募市民：個人、NPO（森林系、農業系、まちづくり系など）
- (イ) 関係団体：農業団体、経済団体、市民団体等
- (ウ) 有識者：環境創造審議会委員等  
(緑地系、農業系、生態系、都市計画・経済系、財政・税制系等)

#### エ 活動内容

- (ア) 基金充当事業の評価・検証（関連事業も参考に議論）
- (イ) 基金充当事業の次年度計画への意見

- (ウ) 基金運用状況の検証（収支、積立状況等）
- (エ) みどりアップ計画の中長期推進計画の達成状況
- (オ) 施策の点検・見直し
- (カ) 市民協働型事業についての評価・検証・意見
- (キ) 市民参画に向けた方策検討等
- (ク) 課税自主権活用の前提として求められる事項の検証

#### **オ 年間スケジュールイメージ（年2～3回程度開催）**

##### **（ア）年度上半期**

前年度事業の評価・検証、施策の点検・見直し、新年度予算  
市民協働事業及び意識啓発について

##### **（イ）秋頃**

次年度計画への意見（予算編成へ反映）

#### **カ 区や地域特性の反映**

緑環境の状況や立地特性等は全市一律ではなく、それぞれの区や地域ごとに特徴がある。そのため、市民生活に身近な緑に対する要請に応えていくためには、区・地域レベルにおける事業効果の評価・検証、施策への意見反映が大事である。加えて、良好な環境を地域に支えられつつ維持していくためには、区役所・区民・企業等の参画・協働による取組が必要である。

#### **キ 市民への情報発信**

緑の施策の推進のためには、市民の参加・協働が不可欠であることから、市民参加の組織の公開開催やHPの活用等により情報発信を行い、市民の理解と参画をえていくことが必要である。

## おわりに

この報告書は、横浜市の緑の保全・創造に向けて税制の面からどのような貢献ができるか、税財政の専門家が真剣に検討を行った結果のとりまとめである。報告書の要点を一言でいえば、税制としてできる最適な策は、市民税均等割の超過課税によって、緑を守り、つくり、育てていくのに必要とされる費用を広く市民が分担することであるという結論である。

もちろん本研究会は、この結論を安易に導き出したわけではない。独自課税の意義とあり方について、租税理論や税法の視点から徹底的・包括的な整理を加えたのはもちろん、横浜市に固有の状況や市民の感覚などを十分に理解し、それらを結論に反映するよう努めた。

このようにあらゆる要素を検討したうえで結論を導き出したので、本委員会がここに提案する新たな税負担に対して、市民として不安や懸念が残るであろうことも十分に認識している。その不安や懸念は、おそらく2点に原因が求められるのではないだろうか。

まず一つには、新たな税負担そのものに対する心理的な抵抗感である。納税者にとって税負担の増大は、いつの時代であれ、どの国であれ、常に回避したい事柄の一つである。しかも現在、市民生活は原油や食料品を始めとする急激な価格上昇に揺さぶられており、市民感覚、生活者の感覚からすれば、常日頃以上に新たな税負担は避けたい状況にあるからである。

しかし、それにもかかわらず、あえて上記の結論を打ち出したのは、本研究会での検討を通して、横浜市の緑の重要性と現況の危険性を認識し、次世代に対するわれわれ世代の責務にも深く思いを馳せたからである。緑の現場を視察し、問題の検討を重ねるにつれ、すべての委員が、首都圏の大都市・横浜における開発圧力がどれほど強く、横浜の緑をめぐる状況がいかに危機的かを理解し、今すぐ行動を起こさなければ「緑あふれる豊かなまち、横浜」が永遠に失われてしまい、それを次の世代に残してゆくのが不可能になってしまうと痛感したのである。

いま一つの原因は、税負担によって実施されることになる事務・事業の効果・成果や、より広く横浜市の行財政についての信頼性の問題ではないだろうか。例えば、新たな税負担によってどのような行政が行われ、横浜の緑がどの程度保全されるのか、あるいは横浜市の財政状況は新たな税負担をしなければいけないほどに厳しいのかといった問題点である。

これら信頼性の問題点は、市民・納税者として当然に抱く感情であり、また本研究会にとっても、解明しておくべき重要な論点である。あらためて言うまでもなく、施策の妥当性や歳出の効率化は、新たな税負担を提案する際に必須の前提条件であり、それらが適切な内容・水準になれば、提案を行うことなどできないからである。

そこで本研究会は、参考資料として本報告書に付されているように、新たに実施が構想される施策の概要・方向性や、行財政改革の概況の説明を横浜市から繰り返し受けた。そのうえで、現時点では提案を行う前提条件が満たされていると判断して結論を導き出した。

ただし、今回の提案が市民に新たな税負担を求める結論であるだけに、本研究会として

も慎重の上にも慎重を期したい。そこで横浜市に対して、今後市民に詳しい説明と市民の理解をうるための努力を継続して行うことを強く求めておきたい。例えば、上記のように物価上昇が懸念される市民生活にもかかわらず、なぜ新たな税負担を求めてまで新たな取組を行わねばならないのか、従来の取組と新たな取組との関係はどうなっているのか、新たな取組によってどのような成果が達成できるのかといった点について、個々の施策を一つ一つ掘り下げて分かりやすく市民に伝えていくことを求めたい。また財政の状況についても、これまで積み重ねてきた行財政改革の取組と今後の努力をしっかりと説明していくことを強く要望しておく。

さて、報告書の最後に、横浜市民のみなさまにもいくつかのお願いをしたい。そのお願いとは、まずはこの報告書をできるだけ多くの方々に読んでいただき、次世代に豊かな緑を残してゆくにはどうすればよいか、さまざまに思慮を巡らせていただきたいことである。

その上で、納税者として横浜市の取組を注視するのはもちろんのこと、ぜひとも緑の保護と育成に主体的に参加をしていただければと願っている。本報告書が設置を提案している「市民参加の組織」は、まさにそのための組織である。緑を守り創るための横浜市の政策に、みなさまの豊富な知見と深い叡智をぶつけつつ、積極的に参加していただきたいのである。「首都圏にありながら市民参加に支えられて緑が豊かなまち、横浜」、これが全国の注目を浴びる日の来ること期待しつつ、報告書を締めくくりにする。

平成 20 年 8 月 8 日

横浜市税制研究会

座 長	青 木	宗 明
委 員	加 藤	秀 樹
委 員	金 澤	史 男
委 員	柴	由 花
委 員	田 谷	聡
委 員	望 月	正 光

## 横浜市税制研究会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
(座長) 青木 宗明	神奈川県立大学経営学部教授
加藤 秀樹	慶応義塾大学総合政策学部教授
金澤 史男	横浜国立大学経済学部教授
柴 由花	明海大学不動産学部准教授
田谷 聡	一橋大学大学院法学研究科教授
望月 正光	関東学院大学経済学部教授

## 横浜市税制研究会の活動経過

- 第1回研究会 (平成19年 8月 2日 (木))
- 第2回研究会 (平成19年 9月 11日 (火))
- 第3回研究会 (平成19年 10月 31日 (水))  
関係局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。
- 第4回研究会 (平成19年 12月 25日 (火))  
緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する中間報告について議論を実施。
- 「緑の保全・創造に向けた課税自主権活用に関する中間報告」を横浜市に提出 (平成19年 12月 26日 (水))
- 市内緑地現地視察 (平成20年 2月 8日 (金))  
新治市民の森、三保市民の森、川井緑地保全地区、その他斜面緑地等を現地視察。
- 第5回研究会 (平成20年 3月 28日 (金))
- 第6回研究会 (平成20年 4月 24日 (木))  
関係局から、緑の保全・創造に向けた施策案、追加必要財源額の試算状況の説明を受け、財源確保策の一環として新たな税負担を求める場合の方法として、市民税(個人・法人)均等割への超過課税や緑の減少を伴う開発事業への法定外税等について議論を実施。
- 第7回研究会 (平成20年 5月 22日 (木))  
課税自主権の具体的な活用方策(新たな税、税負担軽減策)、市民参画の仕組み等について議論のうえ、中間的な整理案について議論を実施。
- 「緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的な活用に関する意見(中間整理)」を横浜市に提出 (平成20年 6月 5日 (木))
- 第8回研究会 (平成20年 8月 4日 (月))  
横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)の策定を受け、課税手法の詳細等、中間整理の際に指摘があった諸課題について議論のうえ、最終報告について議論を実施。
- 「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」を横浜市に提出 (平成20年 8月 8日 (金))

# 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）

平成20年7月  
横浜市環境創造局

## < 目次 >

- 1 経緯と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
  - (1) 横浜の緑の特徴
    - 〔コラム1〕 緑の役割
  - (2) 横浜の緑の現状
- 3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）・・・・・・・・P.10
  - (1) 施策体系
    - 〔コラム2〕 緑減少の原因・課題
    - 〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識
  - (2) 新規・拡充施策
    - 〔コラム4〕 樹林地の保全
    - 〔コラム5〕 樹林地の維持管理
    - 〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実
    - 〔コラム7〕 緑化の推進
- 4 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿・・・・・・・・P.30
  - (1) 大都市だけどふるさつがある横浜
  - (2) 街なかに緑あふれる横浜

# 1 経緯と位置づけ

「横浜みどりアップ計画」は、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進めるもので、「横浜市中期計画（平成18年度～22年度）」「横浜市水と緑の基本計画（平成18年度～37年度）」に位置づけられた計画です。この横浜市中期計画において、各種の取組を進めることとあわせ、緑の保全・創造に向けた新たな制度等の活用・検討を図ることとしており、平成19年12月に提出された横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等をうけて、新規・拡充施策についての検討を行ってまいりました。また、各種アンケート、シンポジウム等により広く市民意見を把握するとともに、農地の保全に向け効果的・具体的な農業支援施策の検討を行ってきた農政施策検討会からの提言等も踏まえ、この度、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」としてとりまとめました。

緑を「守り」「つくり」「育てる」取組は、長期間、継続的な視点に基づいて行うべきであることから、新規・拡充施策については、「横浜市水と緑の基本計画（平成18年度～37年度）」と同時期の平成37年度を見通しつつ、策定しました。

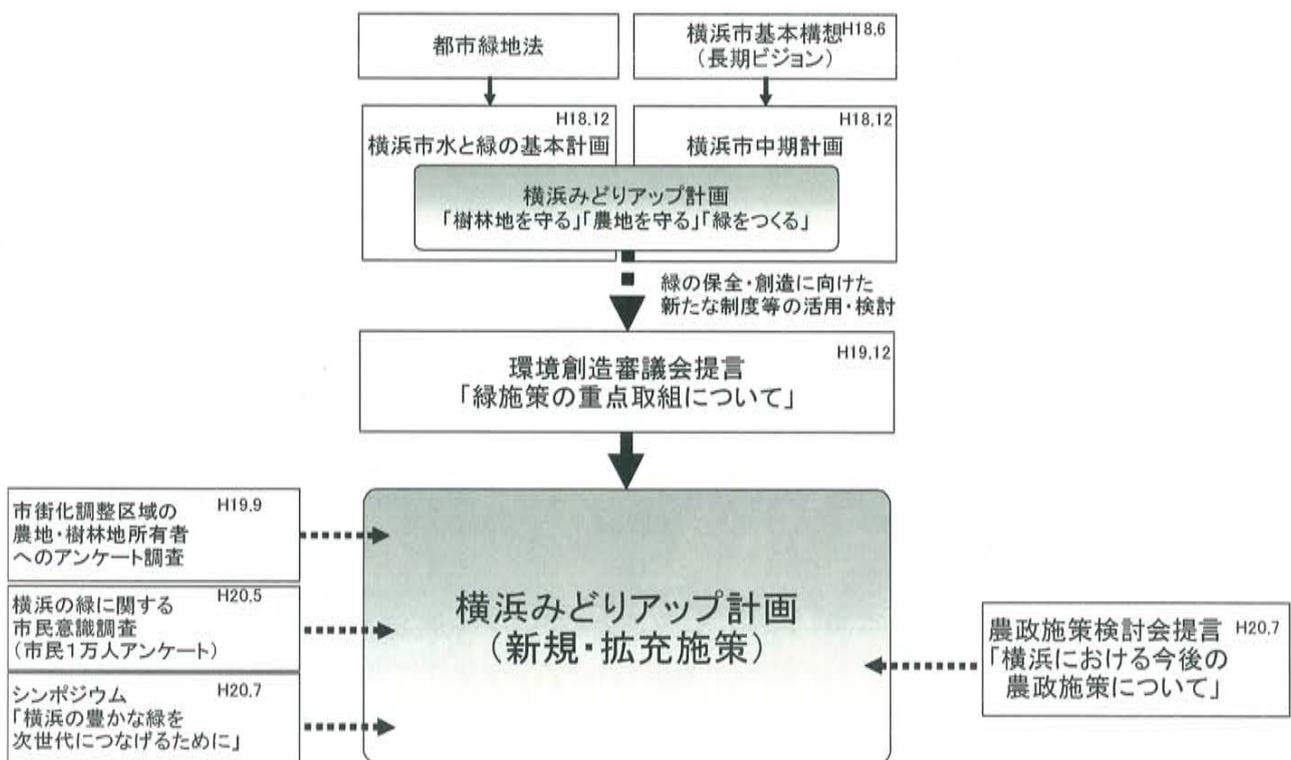


図 計画策定の経緯

## 2 計画策定の背景

### (1) 横浜の緑の特徴

横浜市は 364 万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所にまとまった規模の樹林地や農地などがあり、また、起伏に富んだ地形から、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有していて、このことが横浜の持つ大きな魅力のひとつとなっています。

まとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が三か所あり、緑の 10 大拠点となっています。これらの樹林地、農地の緑が、市域面積の約 25% に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように散在していることが、横浜の緑の特徴となっています。

一方で、市街地の緑としては、各地区で個性ある景観づくりが進められるとともに、丘陵地に残された斜面緑地や市街地に残された農地などが、市街地に潤いを与えています。

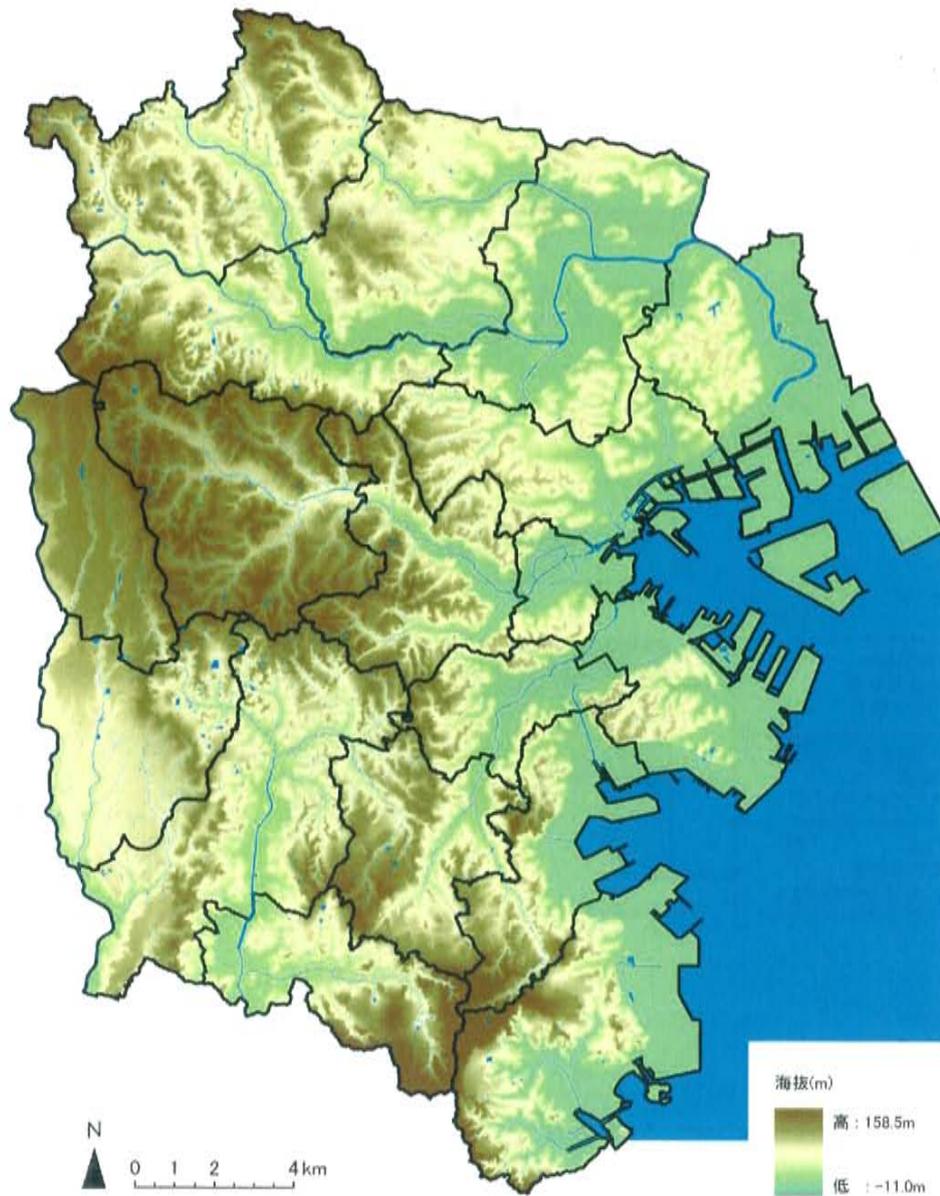


図 横浜の地形

慶應義塾大学 石川研究室提供

(「横浜市水と緑の基本計画」より)

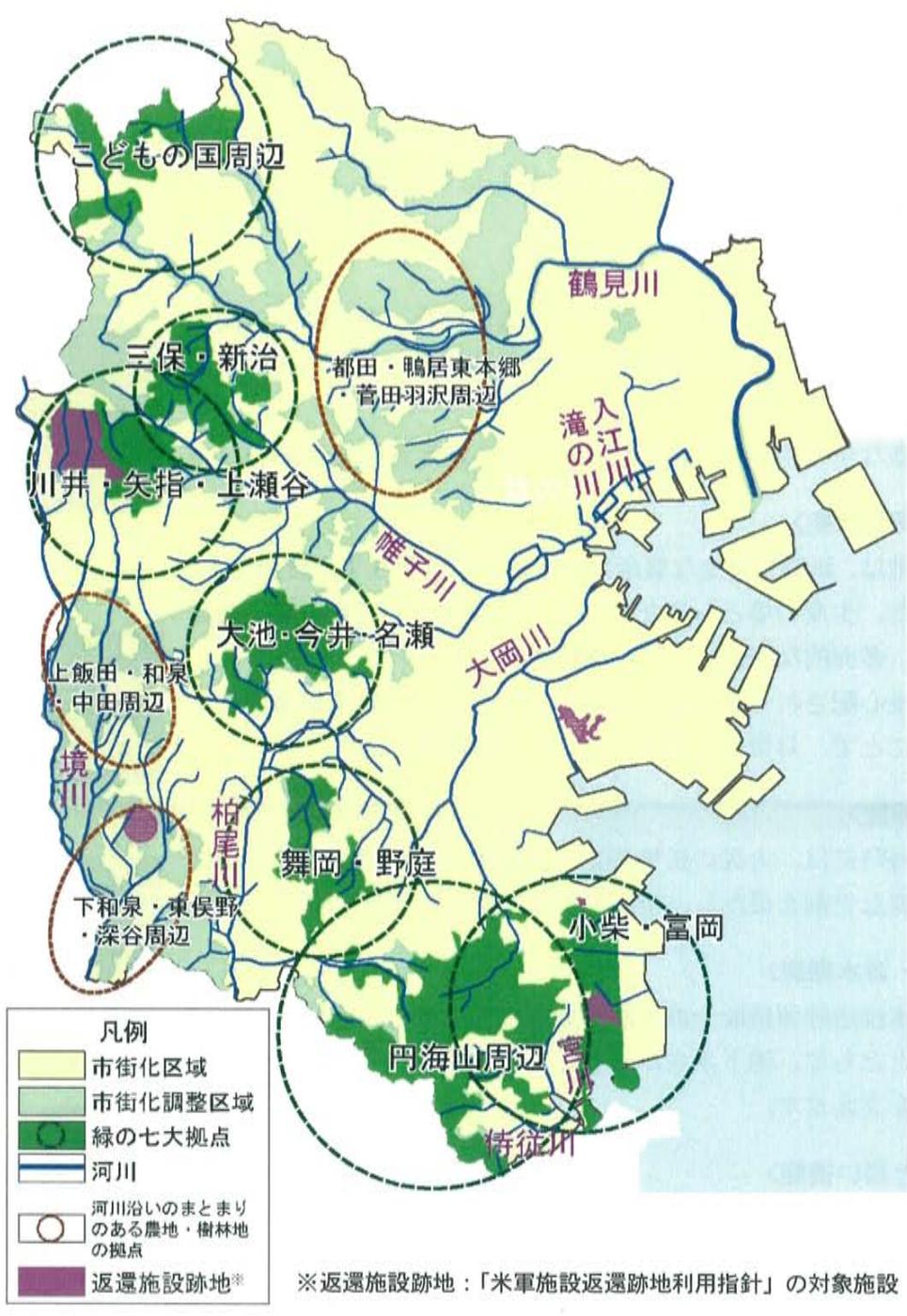


図 緑の10大拠点

横浜らしい魅力ある水と緑



## 〔コラム1〕 緑の役割

緑には、永い時間をかけて育まれてきた多面的な役割・機能があります。しかし、一度、開発されると、元に戻すことが極めて難しいものでもあります。

### 〈環境保全機能〉

- ・ ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、騒音防止、防塵などの効果により、都市の過酷な環境を改善し、市民の生活環境を保全します。
- ・ 多様な生き物の生息地となり、生物多様性を保全します。



### 〈生産基盤機能〉

- ・ 農地は、新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。また、生産の場としてだけでなく、農体験や教育の場、防災等、多面的な機能の発揮が期待されます。
- ・ 今後心配される食料危機に対しても、身近な農業が市内にあることで、対策の一助となることが期待されます。



### 〈防災機能〉

- ・ 災害時には、火災の延焼防止、避難地、避難路などの確保に重要な役割を果たし、市民の生命や財産を守ります。



### 〈保水・遊水機能〉

- ・ 雨水浸透貯留機能や洪水調節機能などにより、水害を防止するとともに、地下水をかん養し、河川やせせらぎなどの水環境を支えます。



### 〈景観と潤い機能〉

- ・ 快適で美しく、潤いのある都市景観をつくります。
- ・ 自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観をつくり、郷土意識を醸成します。

### 〈スポーツ・レクリエーション機能〉

- ・ スポーツや散策など多様なレクリエーション利用を通じて、市民の身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場となります。



### 〈環境教育・コミュニティ機能〉

- ・ 樹林地や農地などは、市民が身近に水・緑環境とのふれあいを体験できる場所であるとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供する機能があります。
- ・ 地域活動を通じた住民の交流の場となることで、地域コミュニティを強化する効果も期待できます。



**【参考1 最近新たに注目されている緑の役割】**

<p><b>地球温暖化 対策</b></p>	<p>〔健全に管理された樹林地は、より多くのCO<sub>2</sub>を吸収・固定するとともに、緑は化石燃料にかわるバイオマスエネルギーとなります。〕</p> <p>京都議定書及びマラケシュ合意等に基づき、森林経営による吸収源（3.8%）とは別枠で、同議定書3条4項「植生回復」として「都市緑化等」が位置づけられ、吸収量の計上が可能に。</p> <p>社会資本整備審議会第8回環境部会資料「社会資本整備分野において取り組むべき主な分野」（H19.5国土交通省）より</p>
<p><b>ヒートアイランド 現象の緩和</b></p>	<p>まとまった緑地は冷気のかたまりを形成し、周辺に冷たい空気を滲み出す「クールアイランド」として機能するとともに、緑の分散配置により風の道の形成や輻射熱の防止などが期待される。</p> <p>国土交通省「公園緑地と水循環」より</p>
<p><b>里山に学ぶ ライフスタイル</b></p>	<p>生活の豊かさとCO<sub>2</sub>の削減が同時に達成できる社会の実現のため、自然共生社会の実現（ライフスタイルの転換）が提唱されている。</p> <p>環境省「21世紀環境立国戦略」（H19.6.1閣議決定）より</p>
<p><b>生物多様性の 保全</b></p>	<p>〔人類の生存は、多様な生態系からのサービスに支えられており、生物多様性の保全是地球温暖化にならぶ大きなテーマとして注目されている。〕</p> <p>都市における生物多様性の保全を図るうえでは、生態系ネットワークの形成の視点から、水や緑豊かな自然的環境を有する空間について、より一層適切な保全・再生・創出・管理を行う必要がある。</p> <p>環境省「第三次生物多様性国家戦略」（H19.11.27閣議決定）より</p> <p>生物多様性の保全是、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行わなければならない。</p> <p>生物多様性基本法（H20.6.6施行）より</p>

**【参考2 環境モデル都市の実現に向けた取組】**

横浜市は、平成20年7月、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。

環境モデル都市実現に向けて、地域の特性に応じ屋上緑化、壁面緑化等の推進による緑地の拡大を図り、ヒートアイランドの抑制と住環境の改善に関する取組等を進めます。

## (2) 横浜の緑の現状 ～横浜の緑がピンチです！～

### ア 緑の減少

都市化の進展に伴い、市内の緑被率は、昭和50年には約45%あったものが平成16年には約31%となり、この30年で市内の緑の約3分の1が失われました。

また、緑被率は、市街化が早くから進んだ中心市街地において低く、また、緑被率の高い郊外部においては緑被率の減少傾向が強くなる状況となっています。

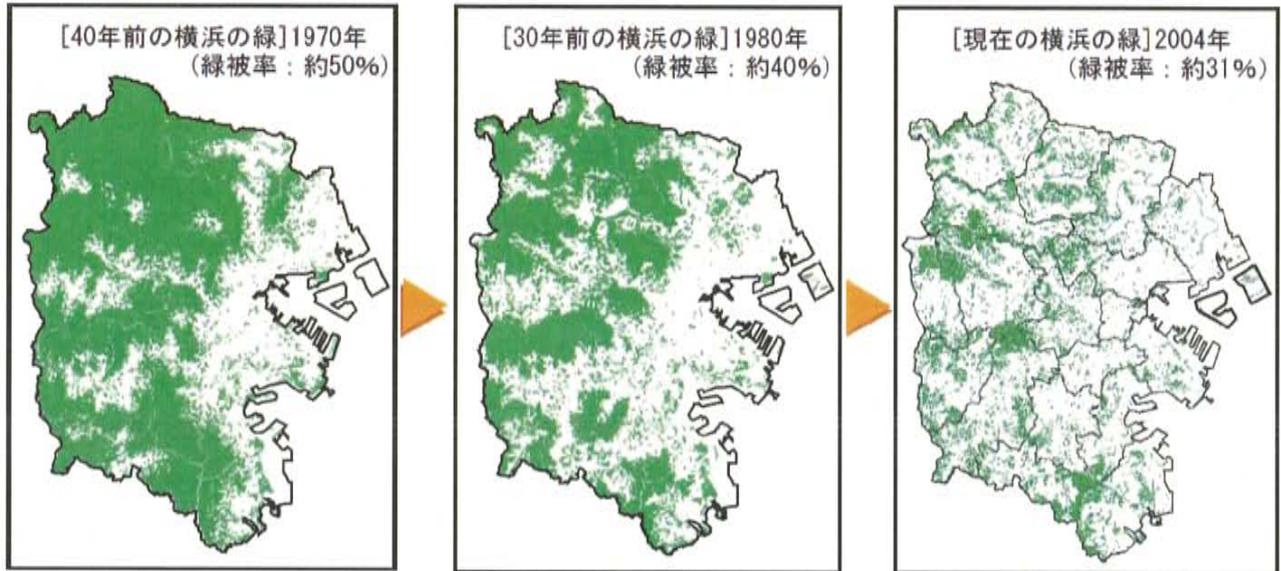


図 横浜の緑の移りかわり

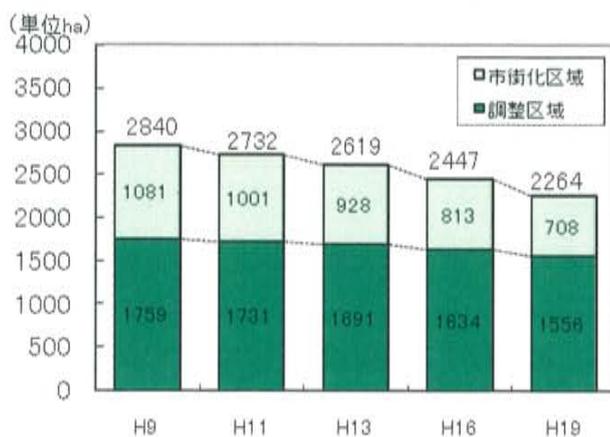


図 山林の面積推移

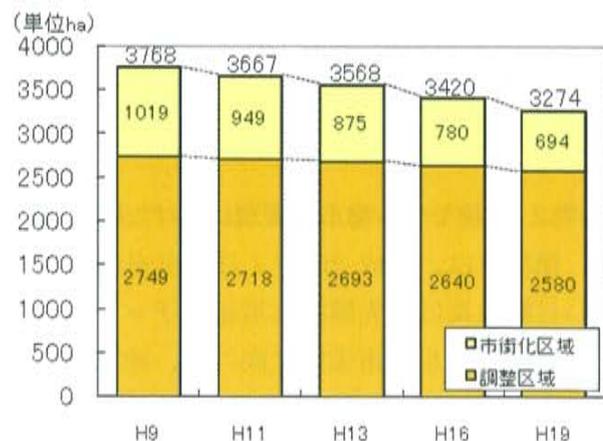


図 農地の面積推移

(課税地目ベース、固定資産概要調書より)

## イ 緑の減少に伴う影響

### ○ ヒートアイランド現象の激化 ～夏の暑さが厳しく！～

樹林地や農地などの緑が減ったことにより、水分の蒸発散量が減少し、気化熱による地表面の冷却が進まなくなっています。建物や舗装面の増加は地表面の熱吸収量を増加させ、排熱の増加とともに地表面の高温化を招くと同時に、夜間にその蓄えた熱を放出し、夜間の気温の低下を妨げ、熱帯夜の増加につながっています。

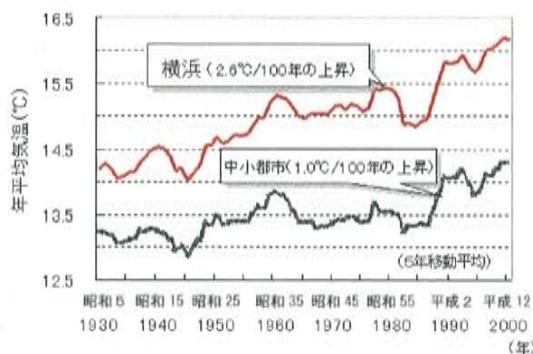


図 横浜市と中小都市の年平均気温の経年変化 (横浜市ヒートアイランド対策取組方針より)

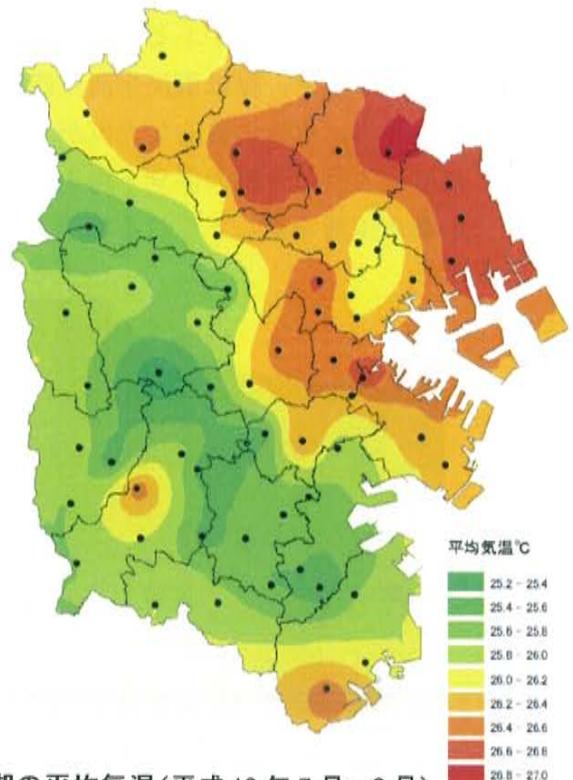


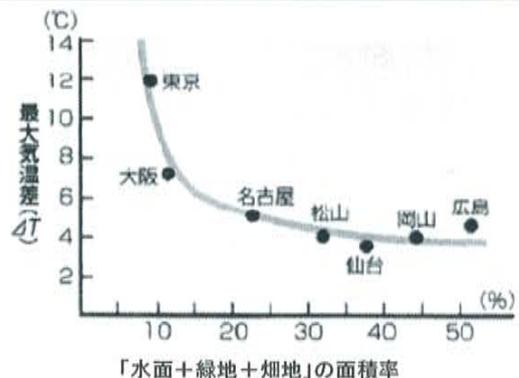
図 夏期の平均気温 (平成19年7月～8月) (横浜市環境創造局資料より)

### 【参考 ヒートアイランド現象の緩和と緑】 (国土交通省「公園緑地と水循環」より編集)

- ・植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空気中に水蒸気を供給する。水分が水蒸気になるときに周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がる。
- ・このような緑の蒸散作用などにより、まとまった緑は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成するという効果がある。
- ・都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられる。



主な都市における蒸発散面積率と郊外気温との差



○ 都市の潤いの減少 ～緑のない生活なんて～

美しい都市景観やふるさと景観、そして市民のレクリエーションの場や自然とのふれあいの場となるなど、緑は市民生活に潤いや安らぎを与えてくれます。成長社会から成熟社会へと時代が進み、生活の質的な充実が求められる中で、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送るためには、こうした緑の保全・再生は不可欠であり、これらの緑が減少することで、ストレスの多い都市生活を癒してくれる場が少なくなったことは、都市生活者にとって大きなマイナスです。



○ 都市型水害の危険 ～近年の降雨の変化(集中豪雨)により危険は増えています～

樹林地や農地といった、緑のある地表面は、降った雨が地面に浸透するなどの保水・遊水機能を持っています。これらの緑が減少し、建物の屋根やアスファルト舗装など雨水が地下に浸透しにくい面積が増え、従来ゆっくりと河川に流出していた雨水が短時間で流出することで、雨天時の河川への表面流出量が増大し、洪水や浸水の危険性が高まっています。



図 浸水の状況

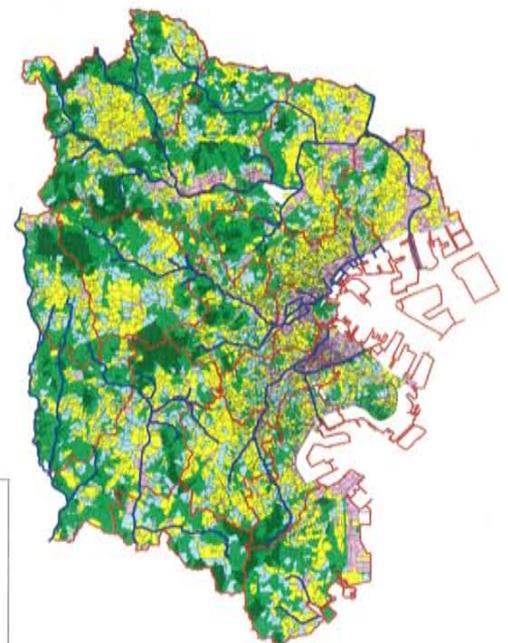


図 浸透面積率

○ 安全で新鮮な食料供給の減少 ～食と農の危機～

農地は市民に新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。世界的に食料需給が逼迫する中、食料の多くを海外に依存する日本では、近い将来深刻な事態になりかねません。食料自給力を高めるためには、国内の各地域ごとに適地適作で分担し合うこととあわせ、各地域でも可能な限り生産を高め、地産地消を進めることも重要です。顔の見える関係は、農産物の安全・安心にもつながります。

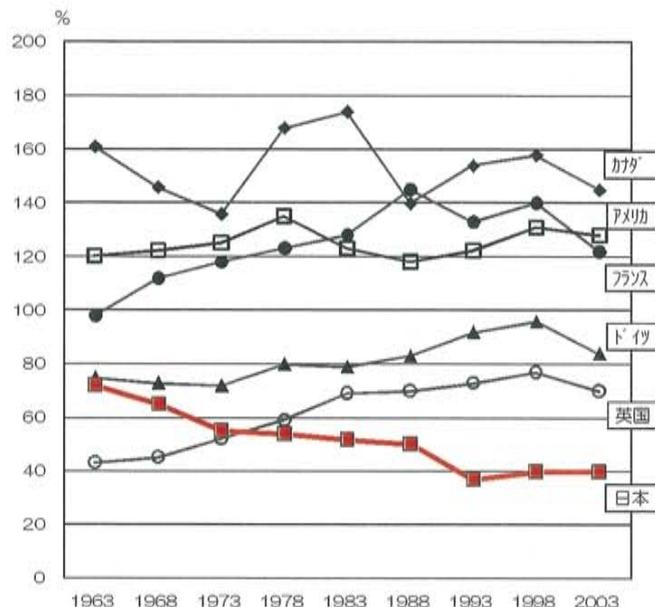


図 主要先進国の食料自給率(カロリーベース)の推移 (農林水産省 HP より作成)

○ 生物多様性の危機 ～生き物たちも困っています～

私たちの毎日の生活は、衣食住から精神的な安らぎにいたるまで、様々な生物のにぎわい、すなわち「生物多様性」で支えられています。樹林地や農地など、里山の緑には、人と自然との関わりの中で、長い時間をかけてはぐくまれた自然環境があり、それぞれの環境に適応した様々な生物が生息しています。

しかし、緑が減ったことにより、野生生物の生息地が減少し、分断されています。かつてまとまりのあった樹林地などが孤立することで、生物の生息環境が変わってしまい、生態系の微妙なバランスが崩れることで、生物多様性が失われてしまう恐れが生じています。また、人の手が入ることで、様々な種類の生き物でにぎわっていた里山が、放置され荒廃することで、生物多様性が失われつつあります。



### 3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

#### （1）施策体系

「横浜みどりアップ計画」は、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量（緑被率）31%の維持・向上を図る計画で、新規・拡充施策を踏まえたその体系図は次ページのとおりです。

- 土地所有者の声として「緑減少の原因・課題」等、また、市民の声として「横浜の緑に関する市民意識」等を様々な方法で把握しました。
- これらを踏まえて、樹林地を守り活かす施策、農地を守り活かす施策、街に緑をふやす施策を、新規・拡充施策として充実を図り、これを着実に実施します。
- 施策の実行による成果として、「量の成果」と「質の成果」を得ることを目指します。量の成果は、緑被率によるもので、数年に一度の航空写真調査により把握されるものです。また、質の成果は、緑被率では把握しづらい街の姿や生活のイメージを表すもので、今回の新規・拡充施策をより効果的に推進するため、導入することとしたものです。具体的には、横浜の特性を踏まえて、「大都市だけどふるさつがある横浜」「街なかに緑あふれる横浜」という二つの達成イメージを提示しています。

#### 【参考 緑被率について】

- ・「市街地における緑地の占める割合を3割以上を確保し、緑豊かな生活環境の実現を図る。」（「緑の政策大綱（平成6年建設省決定）」より）
- ・「長期的には市街地等において永続性のある自然的環境が3割以上を確保されたような都市を目標とする」（「社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）参考資料『指標の解説』（警察庁、農林水産省、国土交通省）より）
- ・都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられる。（国土交通省「公園緑地と水循環」より編集）

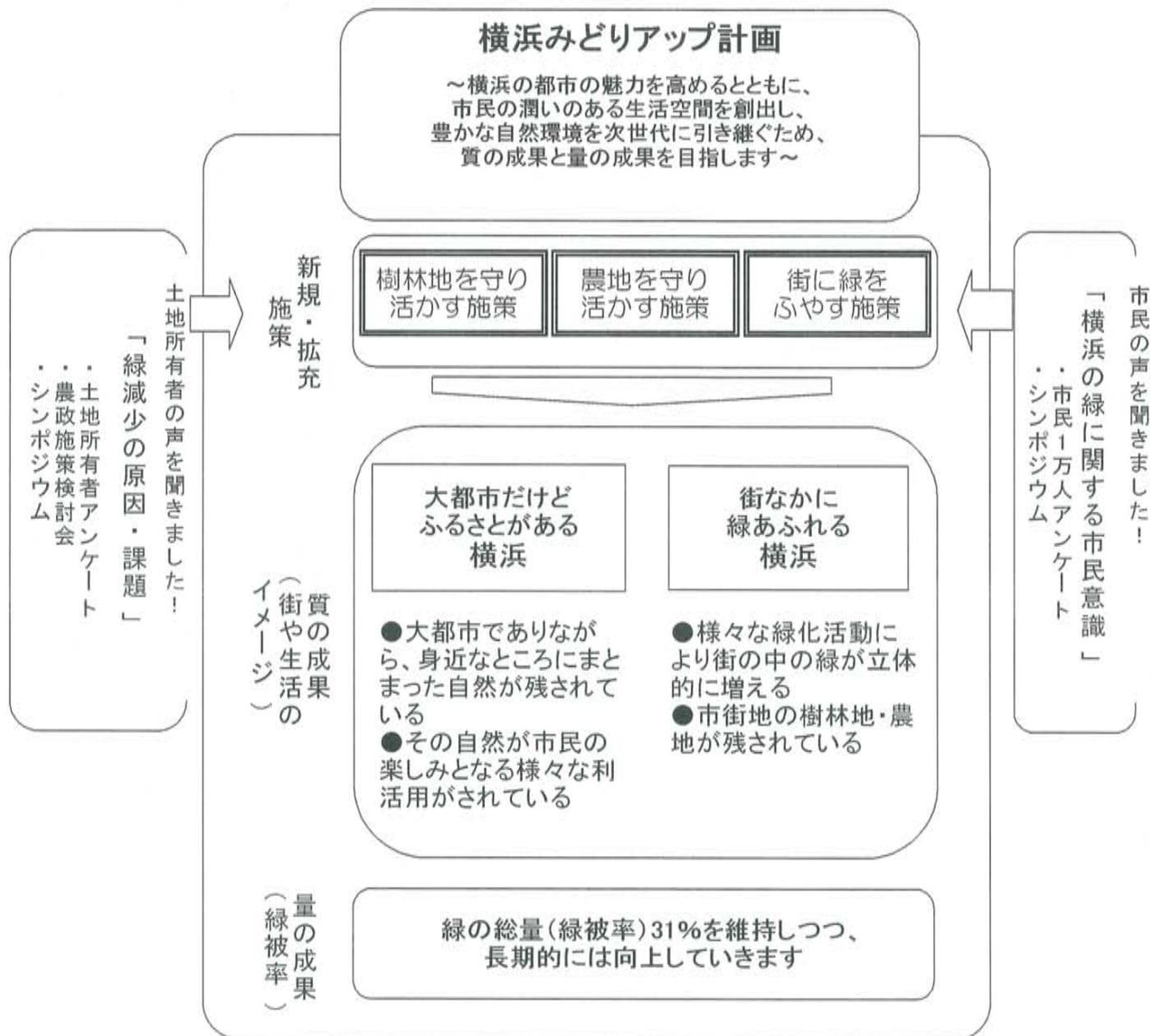
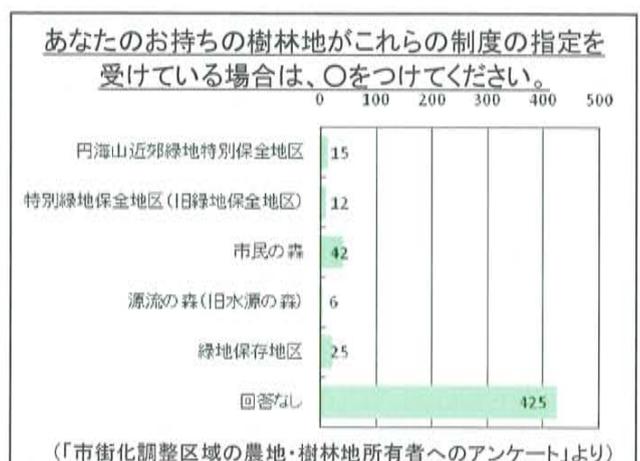
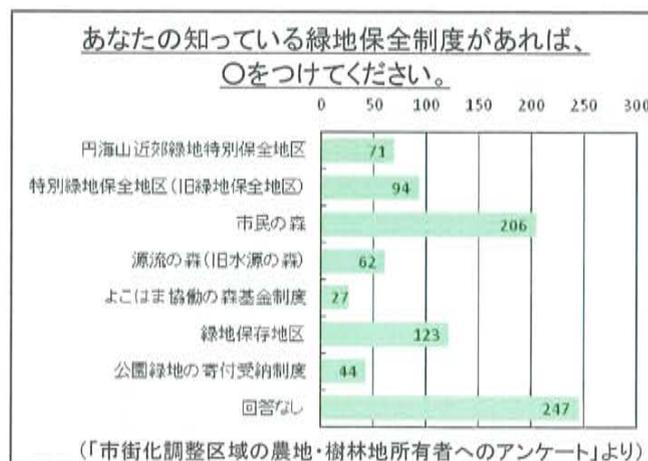
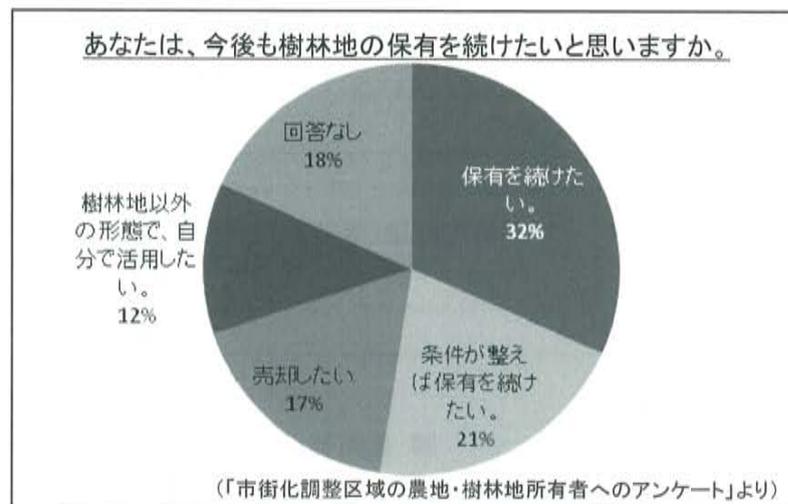
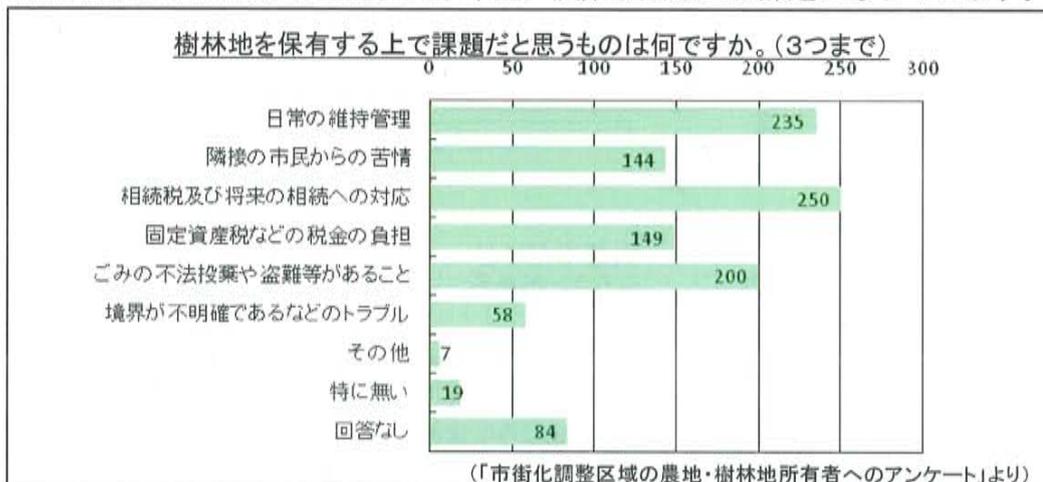


図 施策体系図

## 〔コラム2〕 緑減少の原因・課題 ～土地所有者の大きな負担～

横浜の緑の多くは私有地に依存しています。そのため、これらの緑を守るためには、土地所有者の方々の協力が不可欠ですが、所有し続けるための負担が大きく、緑を保全することが困難となっています。

平成19年9月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、樹林地では、日常の維持管理や固定資産税等の負担、相続時における相続税の負担、市民の理解・協力などが、樹林地を保有する上での大きな課題となっています。また農地では、相続税や固定資産税等の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。



農地を保有し耕作し続ける上で、特に課題と思うものは何ですか。(3つまで)



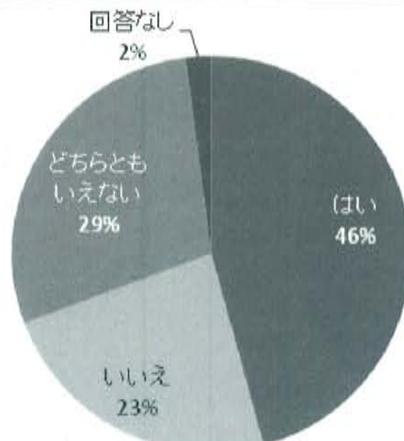
(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

農業を続けていくには、何が解決すれば続けていただけますか。(3つまで)



(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

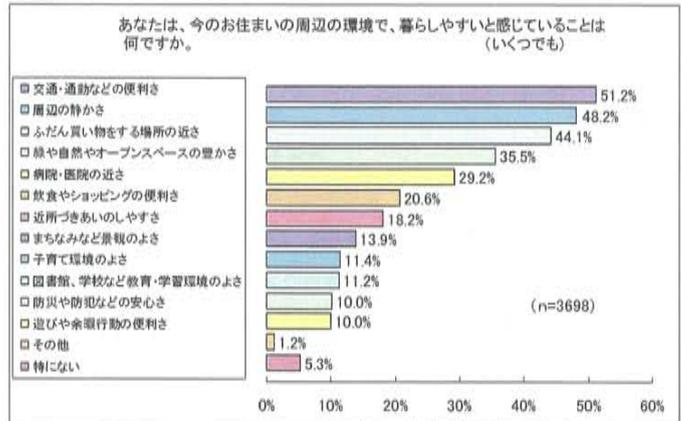
あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。



(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

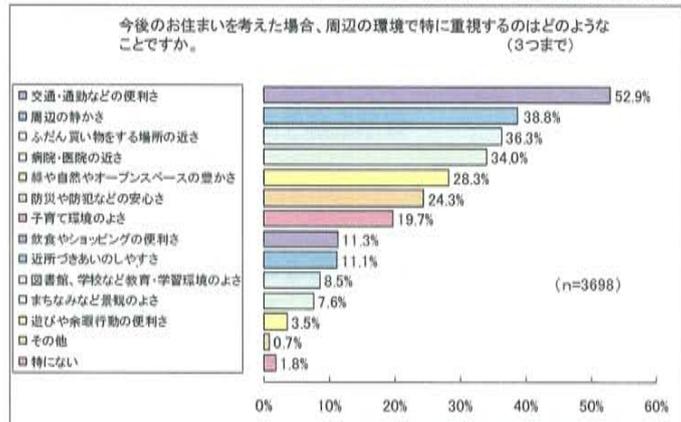
〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識 ～緑に対する高い市民意識～

平成19年度の市民意識調査（右グラフ）によると、周辺環境で暮らしやすいと感じている点について、交通、通勤などの便利さやふだんの買い物をする場所の近さなど、生活の利便性と、緑や自然、オープンスペースの豊かさの両立が望まれているという結果となっています。



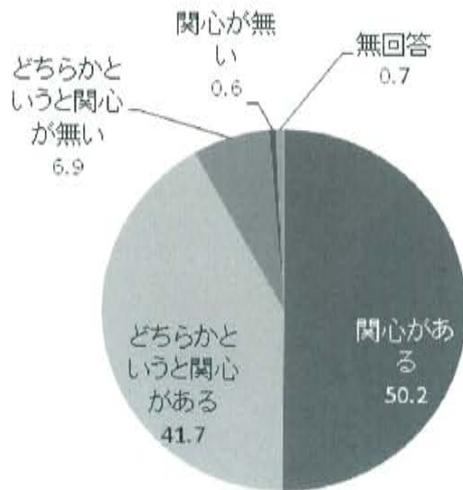
（「平成19年度横浜市民意識調査」より）

また、平成20年5月に、市民1万人を対象としたアンケート（「横浜の緑に関する市民意識調査」）（下グラフ）を実施したところ、横浜市内の緑の総量については、大半の市民が「増やしてほしい」、「維持してほしい」としています。また、緑を保全するための緑地の買取りについては、約半数が「所有者が持ち続けられるよう支援し、やむを得ない場合に行政が買取りを行うべき」とし、「積極的に買い取るべき」「申し出があれば買い取るべき」がそれぞれ2割となっています。



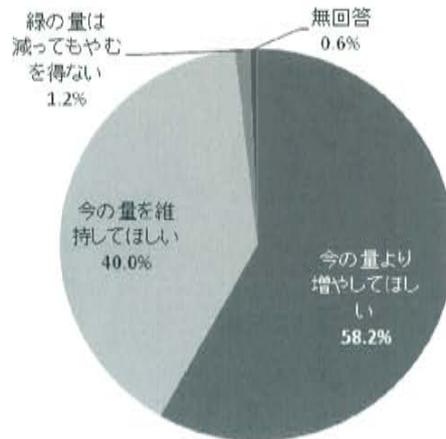
（「平成19年度横浜市民意識調査」より）

あなたは緑を「守り」「つくり」「育てる」取り組みに、どのくらい関心がありますか



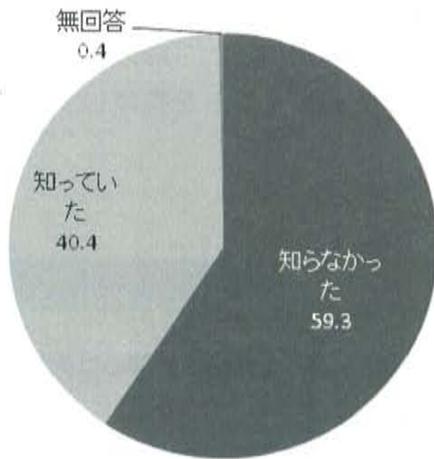
（「横浜の緑に関する市民意識調査」より）

横浜市緑は年々減少していますが、あなたは横浜市全体の緑の総量について、どのようにすべきとお考えですか。



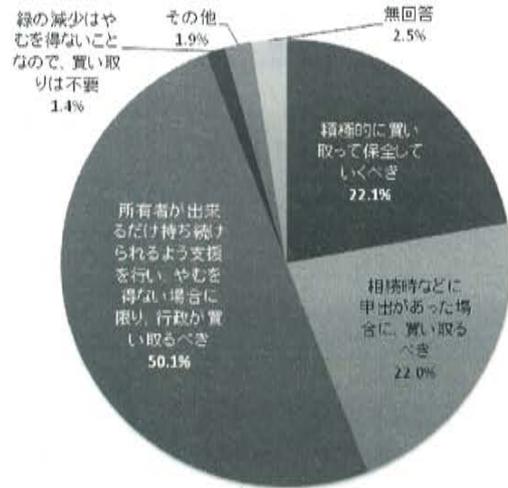
（「横浜の緑に関する市民意識調査」より）

横浜市の緑の多くは民有地であり、これらの緑の所有者の多くは、相続税等の負担や維持管理の大変さなどから緑を守り続けることが困難となってきました。あなたは、このことをご存知でしたか。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

樹林地や農地などの緑を保全するために横浜市が買い取りを進めることについて、あなたの考えにもっとも近いものをお答えください。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

あなたは「守り」「つくり」「育て」られた緑のなかで、どのようなことをして楽しみたいですか。



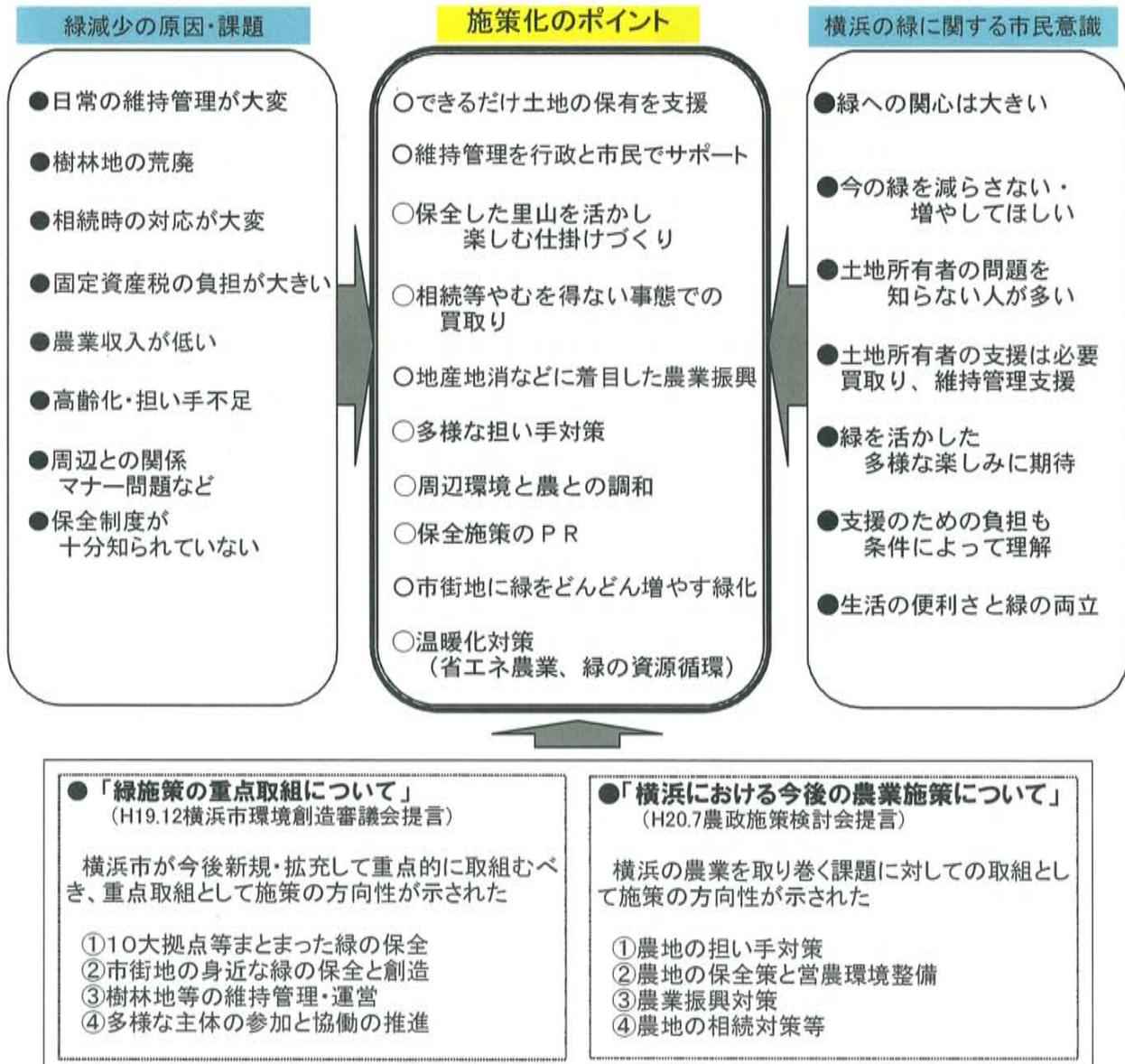
(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

※ 円グラフのデータは四捨五入により計算しているため、合計が100%にならないことがあります。

## (2) 新規・拡充施策

### ア 施策化のポイント

新規・拡充施策の検討にあたっては、横浜市環境創造審議会や農政施策検討会の提言等を踏まえるとともに、土地所有者や市民アンケートなどを通じて把握した「緑減少の原因と課題」や「緑に関する市民意識」をもとに、以下のとおり施策化のポイントを整理しました。



## イ 具体的施策

前述の「施策化のポイント」を踏まえ、現時点で検討している新規・拡充施策は、以下のとおりです。(ただし、国への制度要望については継続事項です。)

### (ア) 樹林地を守る施策

緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

#### ○ 樹林地を守る施策

	施策	内容	新規・拡充
継続保有 の促進 (持ち続ける ことができるだけ もらう)	●緑地保全制度等の拡充	市民の森、源流の森、緑地保存地区等に加えて、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者が市と公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる市民緑地制度の導入を検討します。	新規
	●篤志の奨励制度	公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置します。	新規
維持管理推進 (安心して持ち 続けてもらう)	●安全・明るい森づくり事業	手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため、関係者による計画検討を踏まえて、公開等を前提とする特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地について、間伐や、必要な通路等や危険ながけ対策の整備などの安全確保等を行うとともに、緊急時の速やかな対応を図り、樹林地のイメージアップを図ります。 また、土地所有者による管理が困難な場合に、管理を代わって行う仕組みである管理協定制度の導入を検討し、市民協働による樹林地管理を進めます。	拡充
	●森の守り人育成事業	市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりボランティア、マイスター等の森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行うパートナーとして、愛護会等への活動支援を拡充します。	新規・拡充
利活用促進 (里山を活かした 楽しみと資源の活用)	●森の楽しみいっぱい事業	保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような様々な利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森(新緑・紅葉・開花など季節感があり美しい樹林へ再生することで散策が楽しめるとともに、野鳥や昆虫が好む樹種とし、生き物の観察や学習ができる等)、森の中のプレイパーク(落ち葉プール、ツリーハウス等、森の自然を活かした子どもたちが元気に遊び、木育の推進を図る等)、森の収穫物体験(森で採れる山菜、たけのこ、きのこ、木の実などを加工・調理し、楽しむ場をつくる等)、里山体験(古民家と里山の景観等を活用した生活習慣、間伐、田植えなどを楽しめるプログラム等)などです。 これらによって、現在のエネルギー多消費型生活から、脱温暖化にも資する里山に学ぶライフスタイルへの転換も図ります。	新規

<b>利活用促進</b> 〔楽しみと資源の活用〕 里山を活かした	<b>●市民のみどりの夢かなえます制度等の創出</b>	市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。	拡充
	<b>●森の資源循環事業</b>	森を管理することで生じた間伐材やせん定枝など森に眠る貴重な資源をいかし、木質バイオマスの利活用を図ります。また、間伐材によりオリジナルで素敵な木材製品をつくり、来園者等にプレゼントまたは販売する事業の導入も検討します。	拡充
	<b>●ウェルカムセンター等整備事業</b>	森の維持管理活動に必要な水道・電気・物置・活動小屋等を整備し、市民の環境活動を促進します。また、散策情報やネイチャーガイドが受けられるようウェルカムセンターを設置し、市民活動や利用が図れる、人のにぎわう森づくりをすすめます。	新規
	<b>●森の恵み塾開講</b>	「北の森」「南の森」「支援センター」の拠点を活用し、区役所と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。	新規
<b>確実な担保</b> 〔買取りなど〕 いざという時の	<b>●緑地保全制度等の拡充</b>	緑地保全制度の適用対象面積を 5,000 m <sup>2</sup> からおおむね 1,000 m <sup>2</sup> に引き下げることや、新たな制度の導入等の検討を行います。また、これまで、特別緑地保全地区・市民の森などの緑地保全制度が十分に周知されていなかったことから、制度のメリット等を土地所有者に重点的にPRし、積極的に地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、樹林地について相続等不測の事態に対応した買入を行います。	拡充
	<b>●よこはま協働の森基金制度の見直し</b>	市民に身近な小規模樹林地を市民と行政の協働により保全するため、市民が自主的に集めた資金と基金からの搬出金を合わせてまとまりのある樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度拡充を行います。	拡充
	<b>●国への制度要望</b>	相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。	継続

## (イ) 農地を守る施策

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。

そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取や、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

### ○ 農地を守る施策

	施策	内容	新規・拡充
継続保有の促進 (持ち続けることができる)	●生産緑地制度等の活用	市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用するとともに、都市公園事業の無償借地制度(借地公園制度)を活用し、農園付きの公園の整備を図ります。	新規・拡充
	●地産地消の推進	地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。	新規
農業振興策 (地産地消などに着目した農業振興策)	●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	生産温室からの二酸化炭素排出を削減し、省エネ施設導入を支援します。また、リース農業機械の活用により近代化を図ります。	新規
	●田園景観や水田の保全対策	農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境貢献を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。	新規
農地保全 (周辺環境との調和と生産性向上)	●生産基盤整備の拡充	計画的生産に不可欠な水利施設を、小規模な集団農地にも導入します。	拡充
	●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	農地への不法投棄対策として、不法投棄予防設備を設置し、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺に配慮した農業の実現に向け、農薬飛散対策、臭い対策、作物残渣処分の推進のため必要な施設等整備を補助します。	新規

担い手育成	●機械作業の受託組織の育成	農業機械による作業が自分ではできない農家のために、農業機械作業を受託する組織を育成し、機械装備の充実を支援します。	新規
	●コーディネーターの育成	市民協働による農地保全をさらに推進するため、市民農園の開設運営や援農ボランティアの派遣、農地への不法投棄対策などについて、農家と市民をつなぐコーディネーターを新たに育成します。	新規
〔農業対策のポイント〕	●農業後継者の育成、横浜型担い手像の明確化	新規就農候補者への経営指導に向け、農業経営士による新規就農予定者の研修受け入れを支援します。また、国の認定農業者だけでなく地産地消に取り組む農業者などを横浜型担い手として認定し、きめ細かな支援を実施します。	新規
	●農地の貸し手への支援	規模拡大希望農家等に対する農地の長期貸付を促進するため、農地所有者を支援します。	新規
確実な担保	●公的機関による買取及びあつせん	市が相続人から市民農園用地(または農園型の公園)として農地を買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。また、一団の優良な農地等で相続にかかる優良農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。	新規
〔いざという時の買取りなど〕	●国への制度要望	相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。	継続

## (ウ) 緑をつくる施策

特に市街化区域の緑は、住宅開発などによる減少が続いています。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を活かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

### ○ 緑をつくる施策

	施策	内容	新規・拡充
緑化の推進 〔地域で取組めば効果もアップ〕	●地域緑のまちづくり事業	住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。 これにより、緑の増加が実感できるとともに、地域の連帯感の形成も目指します。	新規
	●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。 また、子どもたちが思いきり芝生に親しめるように、保育園や幼稚園、学校での園庭等の芝生化事業を推進します。	新規 拡充
	●街路樹の維持管理	街路樹を良好に生育させることにより、街中に快適な緑空間を創出し、街の魅力アップを図ります。	拡充
	●民有地緑化の誘導等	基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を軽減する制度の導入を図ります。一定規模以上の建築に緑化を義務づける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。	新規

## (I) 国に対する要望等

緑の保全にあたっては、相続税などの税制が大きな鍵となります。そこで、緑地保全に向けた制度の拡充では、相続税物納制度において物納された国有財産の取り扱いの見直しや、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等の要望を行っています。

また、農地の相続に関する制度拡充では、相続税納税猶予対象地の拡大や貸付農地等に対する相続税評価の緩和等の要望を行っています。

今後も引き続き、市民や土地所有者の意見も踏まえながら、緑減少の原因・課題等に対応した制度の提案や要望を国に対して行っていきます。

## ウ 施策の地域別展開の考え方

前述の施策は、市域均一に実施するのではなく、区域特性に応じ、以下のとおり適用します。  
 なお、個々の施策に適用条件等がある場合は、それに基いて実施することとなります。

		樹林地	農地	緑化
市街化区域	できるだけ持ち続けてもらう	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保存地区</li> <li>・市民の森</li> <li>・ふれあいの樹林</li> <li>・市民緑地</li> </ul> </li> <li>(注) 公開とする場合は調整区域の維持管理支援、利活用促進に準じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地の拡充</li> <li>・借地公園制度</li> </ul> </li> <li>■ 利活用促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園の拡大</li> </ul> </li> <li>(注) 援農コーディネーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別緑化制度の強化 (民有地・公有地)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上・壁面緑化</li> <li>・生垣等緑化</li> <li>・公共施設緑化</li> <li>・園庭、校庭の芝生化等</li> <li>・街路樹の維持管理</li> </ul> </li> </ul>
	やむを得ないとき土地を買い取る	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確実な担保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買取)</li> <li>・よこはま協働の森基金制度</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確実な担保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地の指定拡充 (相続税納税猶予)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域ぐるみの緑化 (民有地・公有地)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で計画づくり</li> <li>・計画に基づき緑化支援</li> </ul> </li> </ul>
市街化調整区域	緑を重点的に保全する区域※①	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の森</li> <li>・源流の森</li> <li>・市民緑地</li> </ul> </li> <li>(注) 制度の重点PRにより指定推進</li> <li>■ 維持管理推進 (上記指定・公開を要件)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政がしくみを作り、市民力をできるだけ活かした管理</li> </ul> </li> <li>■ 利活用促進 (上記指定・公開を要件)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山を楽しむライフスタイル事業</li> <li>・里山の資源を利活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業振興                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消の推進 (直販所、収穫体験等)</li> <li>・生産性向上 (省エネ施設等)</li> </ul> </li> <li>■ 農地保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤 (かんがい施設等)</li> <li>・農地維持管理 (水利組合等支援)</li> <li>・周辺環境 (不法投棄、野焼き等)</li> </ul> </li> <li>■ 担い手育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働で作業 (援農)</li> <li>・市民の力 (市民農園の拡大)</li> <li>・意欲ある人の支援 (賃借の奨励金等)</li> </ul> </li> </ul>	調整区域においても展開可
	やむを得ないとき土地を買い取る	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確実な担保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買取)</li> <li>・よこはま協働の森基金制度</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確実な担保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の流動化 (一団の優良な農地等)</li> <li>・市民農園用地買取</li> </ul> </li> </ul>	
上記以外の区域※②	できるだけ持ち続けてもらう	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の森</li> <li>・源流の森</li> </ul> </li> <li>(注) 希望により指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業振興 同上</li> <li>■ 農地保全 同上</li> <li>■ 担い手育成 同上</li> </ul>	調整区域においても展開可
やむを得ないとき土地を買い取る	※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確実な担保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地や需要等によっては市民農園用地を買取</li> </ul> </li> </ul>	※③	

※① 緑を重点的に保全する区域とは以下のいずれかの区域

- 1 緑の10大拠点 - 参考資料
- 2 保全区域指定済の樹林地・農地
- 3 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地で、所有者の希望があり、一定の要件を満たすもの

※①、② 土地利用転換の場合は、都市計画法等の開発条件による

※③ 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地は、所有者の意向があり、一定の要件を満たす場合は、「緑を重点的に保全すべき区域」に含めることができる

## 〔コラム4〕 樹林地の保全

市内には、緑の10大拠点や市街地のなかの斜面緑地が残されています。これらの樹林地は市内の緑被の約6割をしめており、緑の総量の維持のためには、樹林地の保全が大きなウェイトをしめています。

樹林地の所有者は、日常の維持管理や固定資産税の負担、また、相続時の税負担等、所有し続けるためには様々な課題を抱えています。

そこで、横浜市では、市独自の制度や国の制度を活用して、税負担の軽減や維持管理支援、また、いざというときの買取などによって樹林地の保全を図っていきます。

### 1 保全施策の概要

#### (1) 横浜市の条例等による制度（土地所有者との10年以上の契約による指定）

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね5,000㎡以上の一団の樹林地（指定面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討）	市街化区域内のおおむね500㎡以上の一団の樹林地
土地所有者への支援等の内容		
①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金（30円/㎡） ③更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付 ③緑地相談制度

#### (2) 法による制度（都市計画決定による指定）

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地（指定面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討）	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者への支援等の内容	
①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価8割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④相続等不測の事態等に、土地の買入れる旨の申出が可能	

### 2 保全の推進について

#### (1) 樹林地保全に関する制度のPRによる指定推進

平成19年に実施した土地所有者アンケートの結果、これらの制度の認知度が低いことが明らかになっており、制度の概要や指定によるメリット等について土地所有者の方々へのPRを幅広く行い、指定の推進を図ります。

## (2) 指定の進め方

指定にあたっては、市民の森等横浜市の独自の制度による指定を行いながら、さらには樹林地を永続的に保全し、相続税の評価減による相続税負担の軽減も可能な特別緑地保全地区等の国の制度による指定を行うことにより、土地所有者への幅広い支援を可能としながら、市内の樹林地を保全していきます。

## (3) 樹林地の買取

樹林地の所有者に相続等不測の事態が発生すると、相続税の負担のため、土地所有者が樹林地を手放さざるを得ない状況になり、これが緑の減少の大きな原因の一つとなっています。

特別緑地保全地区等の国の制度には、相続税の評価減など相続時の支援策もあり、制度の活用による相続税負担の軽減が可能です。

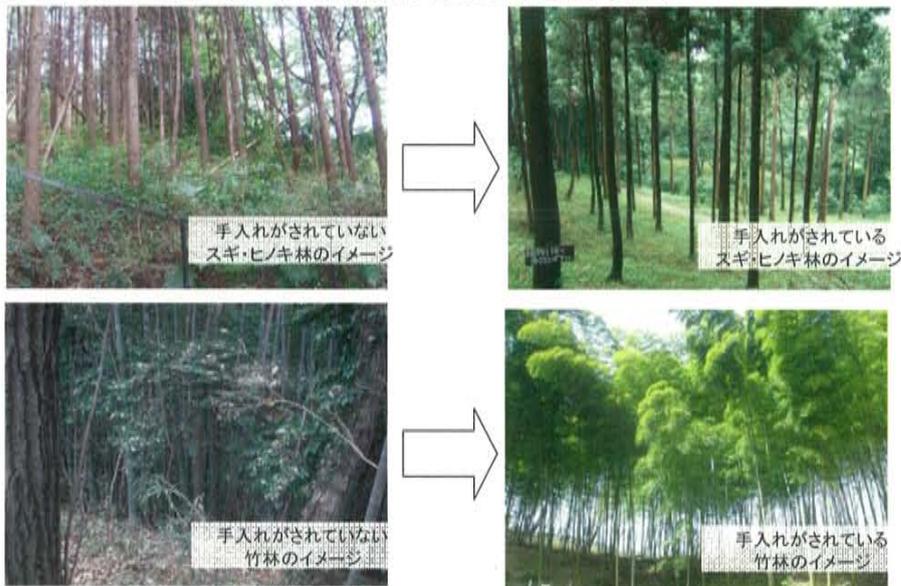
このような制度を利用しても、土地所有者が相続税の支払いのために樹林地を手放さざるを得ない状況が生じており、横浜市では、このような場合には、原則として緑地保全制度等によって指定した樹林地に限り買取を行い、樹林地として保全していきます。

## 〔コラム5〕 樹林地の維持管理

過去に人為的な管理がされた樹林地は、放置すると林内に入ることができないほど草木が生い茂ってしまう傾向にあります。さらに、CO<sub>2</sub>の吸収・固定<sup>※</sup>、水循環など樹林地の多様な機能が管理不足により低下する恐れがあるとともに、管理された樹林地が保全してきた生物多様性が失われる恐れもあります。

横浜市では、市民が利用する樹林地を継続的に良好な状況に保ち、自然とのふれあいなどを楽しむことができるよう、これまで多くの市民の協力を得て、維持管理を行ってきました。しかし、今後、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地の更なる拡大が見込まれることから、市民と協働した樹林地の新たな維持管理のしくみが必要となっています。また、維持管理で発生する間伐材等の資源循環への対応も求められています。

そこで、横浜みどりアップ計画では、次ページのとおり樹林地の維持管理に関する新たな施策体系を構築し、樹林地の適切な維持管理を推進します。



### 【市民活動の状況】

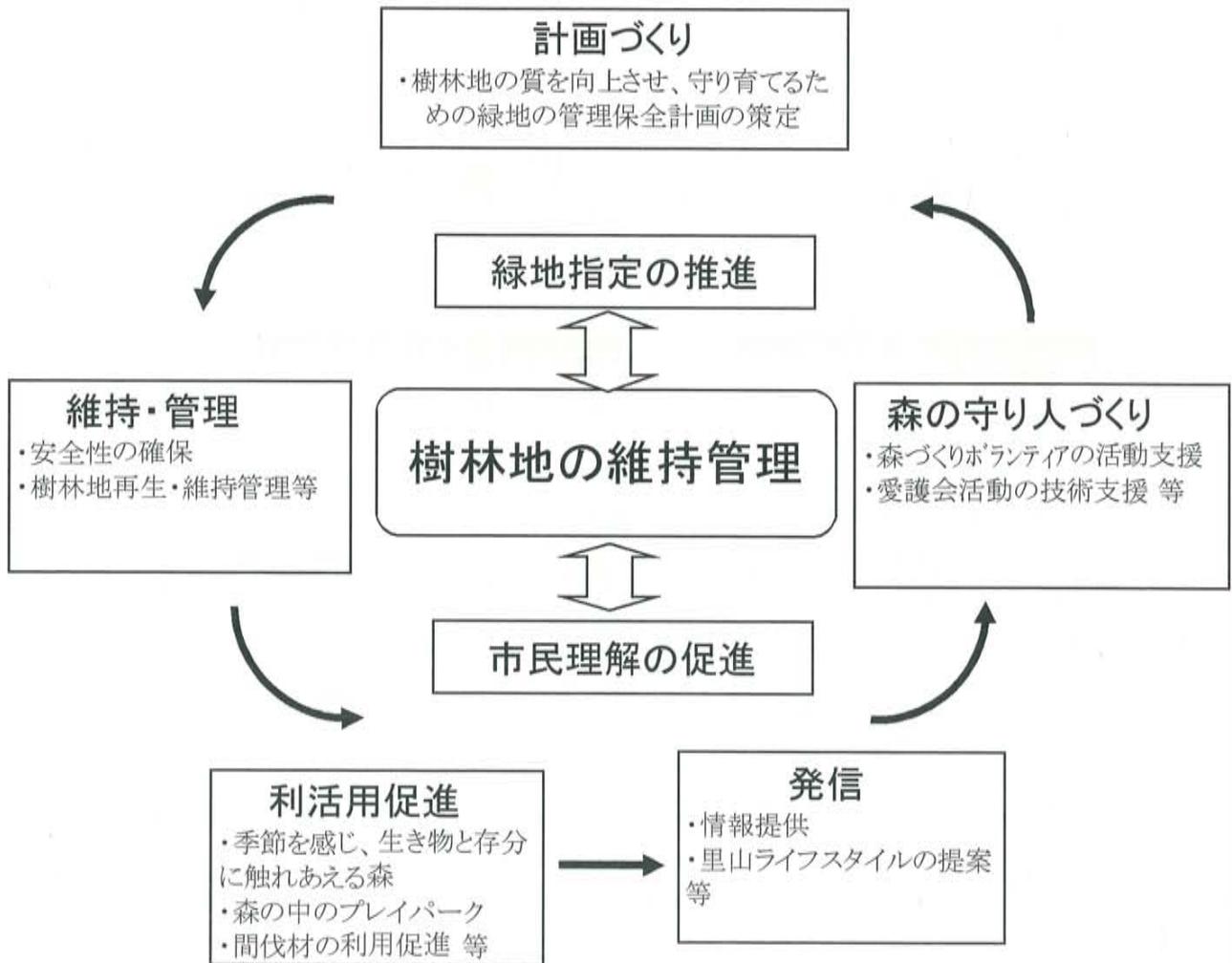
市民参加の場	形態 名称等	平成19年度活動状況		活動内容
		団体数	参加概数	
市民の森	愛護会	27	906名 (会員数)	散策路、広場の清掃・草刈 整備計画づくり
ふれあいの樹林	愛護会	13	749名 (会員数)	管理活動、巣箱設置などのふれあ い活動
森づくりボランティア 団体登録	一般公募	36	1,703名	樹林地の保全活動

※ 横浜市温室効果ガス排出状況調査（平成19年度）より、横浜市内の森林によるCO<sub>2</sub>吸収量は、約1万t（市内排出量1,977万tの0.05%）と計算されている。

森林吸収量 : 9.97kt- CO<sub>2</sub>（横浜市の森林によるCO<sub>2</sub>吸収量）  
体積 約508万m<sup>3</sup>（東京ドーム124万m<sup>3</sup>の約4杯分）

### 樹林地の維持管理に関する新たな施策体系の考え方

緑地保全等に指定された樹林地を、行政が枠組みを作ったうえで民との協働で、手入れが行き届かない森から美しい里山へと、再生・保全・活用する新システムを構築します。



## 〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実

農地は新鮮で安全な農畜産物を生産・供給するほか、レクリエーションや農体験の場、ヒートアイランド現象の緩和、貯水・洪水防止、空気の浄化、文化の伝承など多くの公益的機能を持っています。

しかし、農地が公園や樹林地と大きく違うのは、先祖伝来の農地を農家が耕作し続けなければならなかったことです。このため、農地の担い手問題が大きな課題となっています。農業経営を続けていくには、農業労働力が確保され経営の収支も赤字にならないことが必要です。

さらには、相続税の支払いや近隣住民との問題、また、近年の原油高騰を原因とする生産資材の値上がり、農業所得の伸び悩みなど様々な課題を抱えながら農家は頑張っています。

したがって、後継者の育成や労働力不足をカバーするための支援、農産物の生産振興などの支援策を講じることによって、優良な農地を横浜に残す必要があります。

農地の多面的な機能が享受できるのは、都市に暮らす市民であり、農地は市民の共有財産であるといっても過言ではありません。この農地を次世代に引き継いでいくことが必要です。

### 【農地の多面的機能】

#### 〈横浜の農業は地産地消〉

- ・新鮮で安全な農畜産物の生産供給
- ・地産地消は輸送エネルギーがかからないため、地球温暖化防止にも貢献

#### 〈農地は環境を保全〉

- ・生物多様性の保持
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・空気の浄化作用

#### 〈田園景観の保全〉

- ・横浜の原風景である田園景観の保全
- ・谷戸景観は横浜の文化を伝承

#### 〈農地は農体験や教育の場〉

- ・地域コミュニティの形成の場
- ・レクリエーションの場
- ・農体験や環境教育の場

#### 〈農地は防災時に活躍〉

- ・防災協力農地は災害時の避難場所等
- ・貯水機能や洪水防止機能



栽培収穫体験ファーム

## 〔コラム7〕 緑化の推進

### 【規制・誘導により緑を増やす取組】

横浜市ではこれまでも、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により緑化協議を行ない、緑化を推進してきましたが、都市緑地法改正（H16）により創設された「緑化地域制度」を導入することにより、一定割合以上の緑化を義務づけるなど、規制による市街地の緑化を推進します。

また、建築物の高さや容積率を緩和する場合に、敷地内に歩道や広場などを設け、良好な市街地環境の形成を誘導する「市街地環境設計制度」においても緑化基準を強化するなど、市街地に緑を引き込む取組を推進します。

### 【緑を増やす一人ひとりの取組】

街に緑を増やしていくためには、一人ひとりの緑を増やす取組も重要です。

横浜市では、平成 18 年度から「緑ある暮らしや、緑を大切にしたい事業活動のきっかけとなること」などを目的に、市民・事業者・行政が協働して平成 21 年度までに 150 万本の植樹を行う「150 万本植樹行動」に取り組んでいます。今後、この取組で培われた市民の方々の緑に対する意識などを土壌として、さらに身近な緑をつくり出していくために、屋上緑化や壁面緑化、生垣設置、名木古木等に対する助成策の強化を行ってまいります。

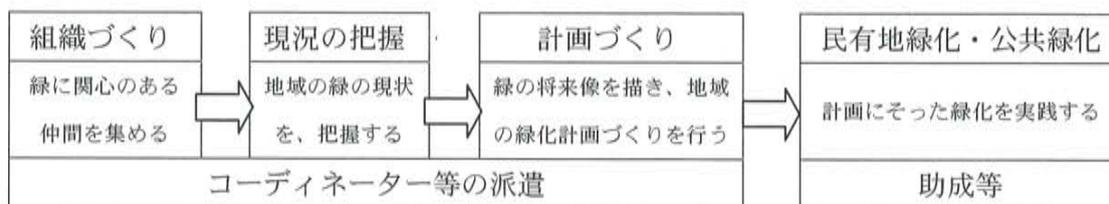


## 【地域ぐるみの緑化の取組】

一人ひとりの緑を増やす取組をより発展させ、緑が増えたという実感を得られるようにするためには、地域ぐるみで緑化に取り組むことにより、個々の緑は、線となり、面となって、緑の豊かさをより実感できることとなります。

横浜市では、地域での緑の計画づくりや緑化事業に対する支援を行う「地域緑のまちづくり事業」を創設し、面的な広がりを持った、住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域に相応しい緑化を推進します。

### ○地域緑のまちづくり進め方



## 【公共施設緑化の取組】

街路樹や公共施設などの緑化推進を図ります。公共施設では、これまで以上の取組を行うとともに、街路樹は適切に管理をすることで、街の美観や快適な緑陰をつくります。



## 4 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿

横浜みどりアップ計画により達成される質の成果として、以下のような街や生活の姿を目指すこととします。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素です。

### (1) 大都市だけどふるさとがある横浜

10 大拠点のようなまとまった規模の緑が、市街地の中に組み込まれるように残されている都市構造は、他にあまり例のない本市独自の特徴となっています。しかし、これらの緑は次第に減少しており、また、手入れの行き届かない人工林も増加しています。さらに、農地を中心とした田園景観も喪失していく恐れがあります。

そこで、これらの貴重な緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、自然と人が共生するライフスタイルの場を提供します。

すなわち、364万人を擁する大都市でありながら、同時に、ふるさとや田舎の素晴らしさも併せ持った横浜として、新しい魅力の発信を目指すものです。

#### ○ 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ

市民、事業者、行政が協働で取り組むことにより、手入れが行き届かず荒れていた森が、安全で明るく美しい森へと生まれかわっています。

またこれらの森が、季節を楽しむ森、生き物観察の森、森の中のプレイパーク、収穫物体験の森、里山体験など、市民生活の中で自然体験・環境学習・散策・週末レクリエーション等を気軽に楽しめる場として利用されています。

さらに、間伐材等の森の貴重な資源が、木質バイオマスや環境教育の素材等として、積極的に利活用されています。



#### <主な施策>

- 安全・明るい森づくり事業
- 森の楽しみいっぱい事業
- ウェルカムセンター等整備事業
- 森の守り人育成事業
- 森の資源循環事業

#### ○ 身近に農がある豊かなくらし

県内でもトップクラスの生産技術を活かした都市農業が、次世代に引き継がれ、美しい田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保たれています。

また、多機能型の大型直売所が設置され、新鮮で安全な農産物の購入や、採れたて野菜レストラン、ここを拠点とした一日農体験や市民農園等を楽しみに集まる市民でにぎわっています。



＜主な施策＞

- 地産地消の推進
- 多様な市民農園の実現
- 多様な担い手の育成
- 援農コーディネーターの育成

田園風景



収穫体験



里山風景



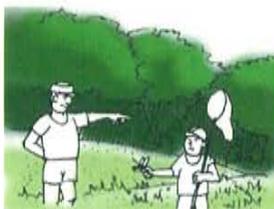
森の散策



森づくりボランティア



レクリエーション



直売所



樹林地の活用

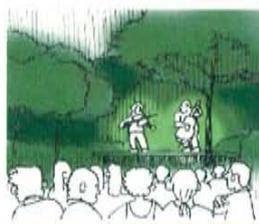


図 大都市だけどふるさとながある横浜のイメージ

## (2) 街なかに緑あふれる横浜

人々が暮らし、働く街の中に、身近に感じられる緑が必要です。そこで、市街地に残された斜面地緑地や農地などを保全するとともに、中心市街地や住宅地など様々な街に緑を増やします。これにより、ヒートアイランド現象も緩和され、快適で魅力ある、緑あふれる街を目指します。

### ○ 緑あふれる市街地

住宅地、商店街、オフィス街、工業地域など様々な市街地で、周辺住民等の協力により地域ぐるみの緑化が進められています。建物の周囲や屋上、壁面などが緑で覆われるとともに、街路などの緑も増え、快適な緑あふれる街が実現しています。

また、様々な公共施設も緑化が進められ、特に、保育園、幼稚園、学校の園庭等の芝生化により、子どもたちが思い切り芝生を楽しむ機会が増えています。



#### <主な施策>

- 地域緑のまちづくり事業
- 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充
- 街路樹の維持管理

### ○ 市街地において安らぎをもたらす樹林地、農地

市街地の中に、まとまった緑である斜面緑地が残され、市民が普段の生活の中で緑を身近に感じ、安らぎや季節感を得るとともに、横浜らしい風景をつくっています。

また、栽培収穫体験ファーム、特区農園など、市民ニーズの高い市民農園の開設が増え、より多様な形態で展開されるとともに、農園つきの公園が整備されるなど、市民が日々の生活の中で気楽に農に関わることができる、魅力的な農環境が提供されています。これにより、都市生活のかたわら、土や緑に触れて野菜を育て、仲間と汗を流し、家族で旬の味わいを楽しむといった、潤いのある生活が街中に実現しています。



<主な施策>

- 緑地保全制度の拡充
- 多様な市民農園の実現



図 街なかに緑あふれる横浜のイメージ

# 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）

## 資料編

## < 資料編 目次 >

- 1 関連事業費
- 2 みどりアップ計画（新規・拡充施策）のための財源確保について
- 3 計画の進行管理と評価
- 4 関連資料
  - 市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布図
  - 市街化区域内の緑被（樹林地・農地・草地）の分布図
  - 行政区別緑被率の推移
  - 緑の10大拠点

# 1 関連事業費（今後、事業内容とともに更に精査）

本編の「施策化のポイント」を踏まえ、現時点で、新規・拡充施策として検討している施策は以下のとおりです（ただし、国への制度要望については継続事項です。）。

事業費は、現時点での計画事業費の概算であり、今後、事業内容とともに更に精査していきます。

## (1) 樹林地を守る施策

（平成 21 年度～25 年度事業費合計） <約 490 億円>

（単位：億円）

	施策	5 年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ 持ち続けてもらう)	●緑地保全制度等の拡充	—
	●篤志の奨励制度	
維持管理推進 (安心して 持ち続けてもらう)	●安全・明るい森づくり事業	41 (41)
	●森の守り人育成事業	
利活用促進 (里山を活かした楽 しみと資源の活用)	●森の楽しみいっぱい事業	8 (8)
	●市民のみどりの夢かなえます制度等の創出	
	●森の資源循環事業	
	●ウェルカムセンター等整備事業	
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	●緑地保全制度等の拡充	441 (89)
	●よこはま協働の森基金制度の見直し	
	●国への制度要望	

## (2) 農地を守る施策

（平成 21 年度～25 年度事業費合計） <約 57 億円>

（単位：億円）

	施策	5 年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ 持ち続けてもらう)	●生産緑地制度等の活用	7 (7)
農業振興 (地産地消などに着 目した農業振興策)	●地産地消の推進	9 (9)
	●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	
農地保全 (周辺環境との 調和と生産性向上)	●田園景観や水田の保全対策	8 (8)
	●生産基盤整備の拡充	
	●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	

担い手育成 (農業対策の ポイント)	●機械作業の受託組織の育成	3 (3)
	●コーディネーターの育成	
	●農業後継者の育成、横浜型担い手像の明確化	
	●農地の貸し手への支援	
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	●公的機関による買取及びあっせん	30 (30)
	●国への制度要望	

### (3) 緑をつくる施策

(平成 21 年度～25 年度事業費合計) <約 56 億円>

(単位：億円)

	施策	5 ヵ年事業費 (うち一般財源)
緑化の推進 (地域で取組めば 効果もアップ)	●地域緑のまちづくり事業	56 (56)
	●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	
	●街路樹の維持管理	
	●民有地緑化の誘導等	

### (4) 合計

平成 21 年度～25 年度の 5 ヵ年事業費 合計	約 603 億円 (約 251 億円)
平成 21 年度～25 年度の単年度平均	約 121 億円 (約 50 億円)

(参考)

平成 20 年度予算 約 36 億円

対 20 年度予算増嵩分 約 85 億円 (一般財源約 38 億円)

## 2 みどりアップ計画（新規・拡充施策）のための財源確保について

横浜みどりアップ計画の推進にあたり、将来にわたって緑の総量の維持・向上をはかるために、横浜市中期計画では、新たな制度の活用や財源確保策を検討することとしています。また、横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組」では、10大拠点等まとまった緑の保全では、相続等突発的に生じる事態には、土地を買い入れる対応が必要となり、これに対応できるしくみや相当な額の予算の必要性から財源確保に努めることや、緑を健全に育成するための維持管理、市民の活動支援や市民利用のための運営の取組を継続的に行うために、安定した財源確保が必要とされています。

このような取組を進める上では、既存事業の見直しや事業の効率化を図るなど工夫を行うとともに、新たな財源確保策についても検討する必要があります。

## 3 計画の進行管理と評価

緑の保全・創造への取り組みは、息の長い取り組みであり、施策を着実に実行しつつ成果をフィードバックし、また、状況の変化に適切に対応していく必要があります。

そこで、計画の進行管理について、以下のとおり進めていきます。

### (1) 評価について

評価にあたっては、まず個々の施策の進ちょく状況を評価することを基本とします。

次に、質の成果として示した市民生活や街の姿として見える成果を、本編の達成イメージをもとに、随時評価していきます。

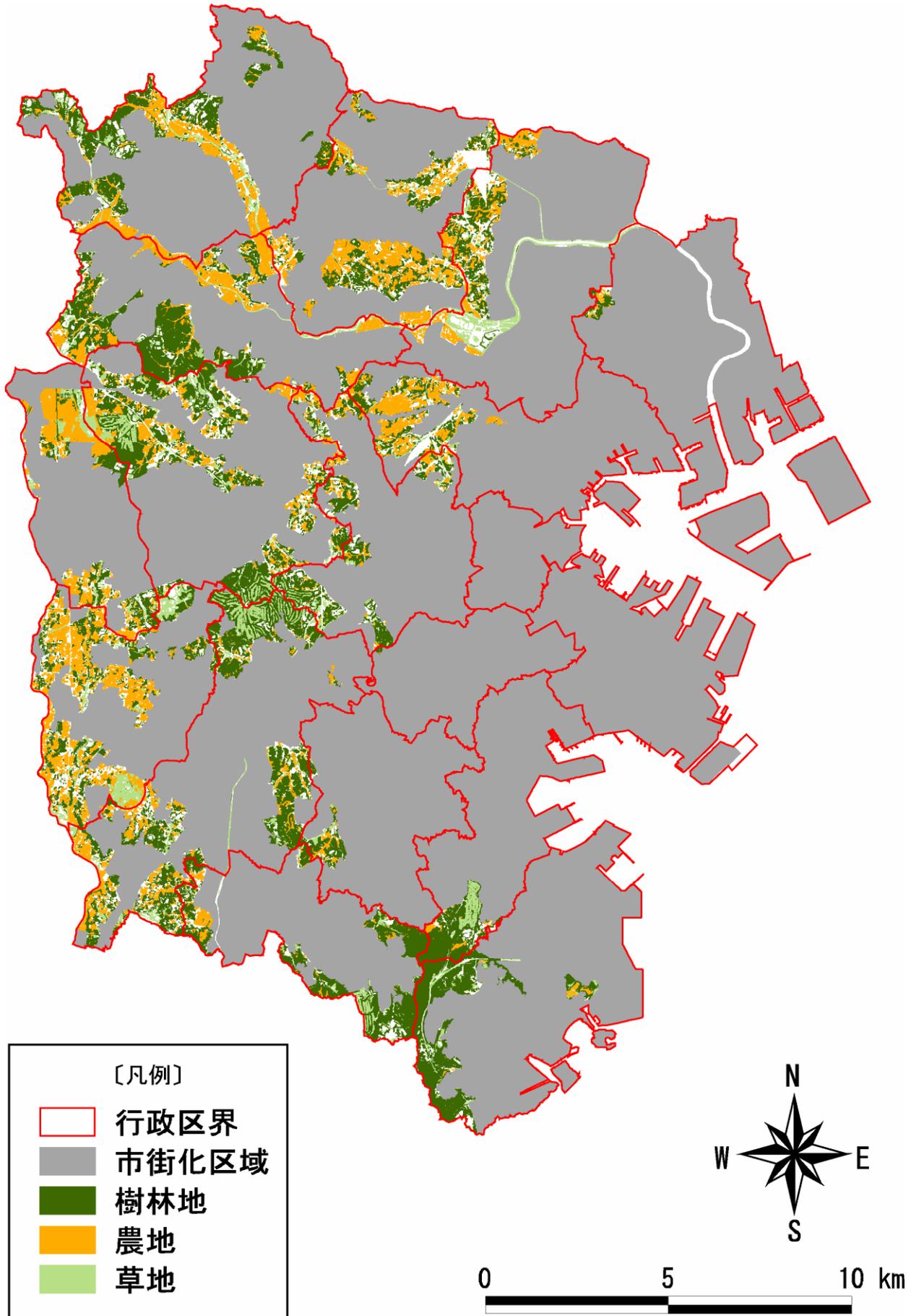
さらに、量の成果である緑被率については、定期的に測定評価していきます（その際、市民一人ひとりの緑化行動等も適切に評価できるよう、算定方法についても検討していきます。）。

なお、これらの評価により、課題等が発見されたり、状況の変化が生じたときには、適宜、適切な対応を検討していきます。

### (2) 評価の体制について

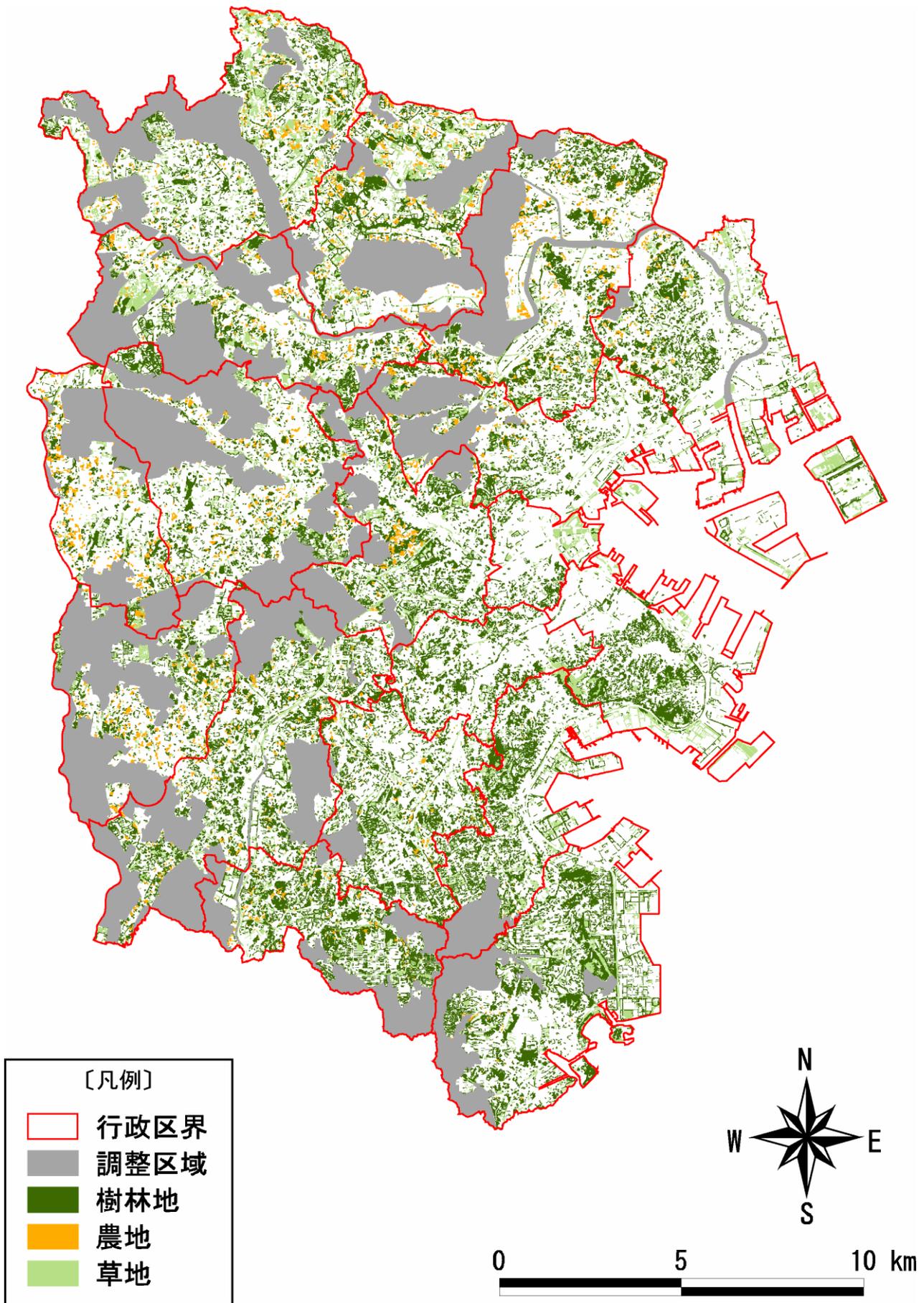
緑を「守り」「つくり」「育てる」取組みは、市民・関係団体・行政など多様な主体が協働して取組むことが不可欠です。そこで、計画の進ちょく状況の評価についても、多様な主体が参加した会議組織等を設定し、進行管理が可能な体制を構築していきます。

#### 4 関連資料



※ 平成 16 年 横浜市第 8 次緑地診断調査より

図 市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布



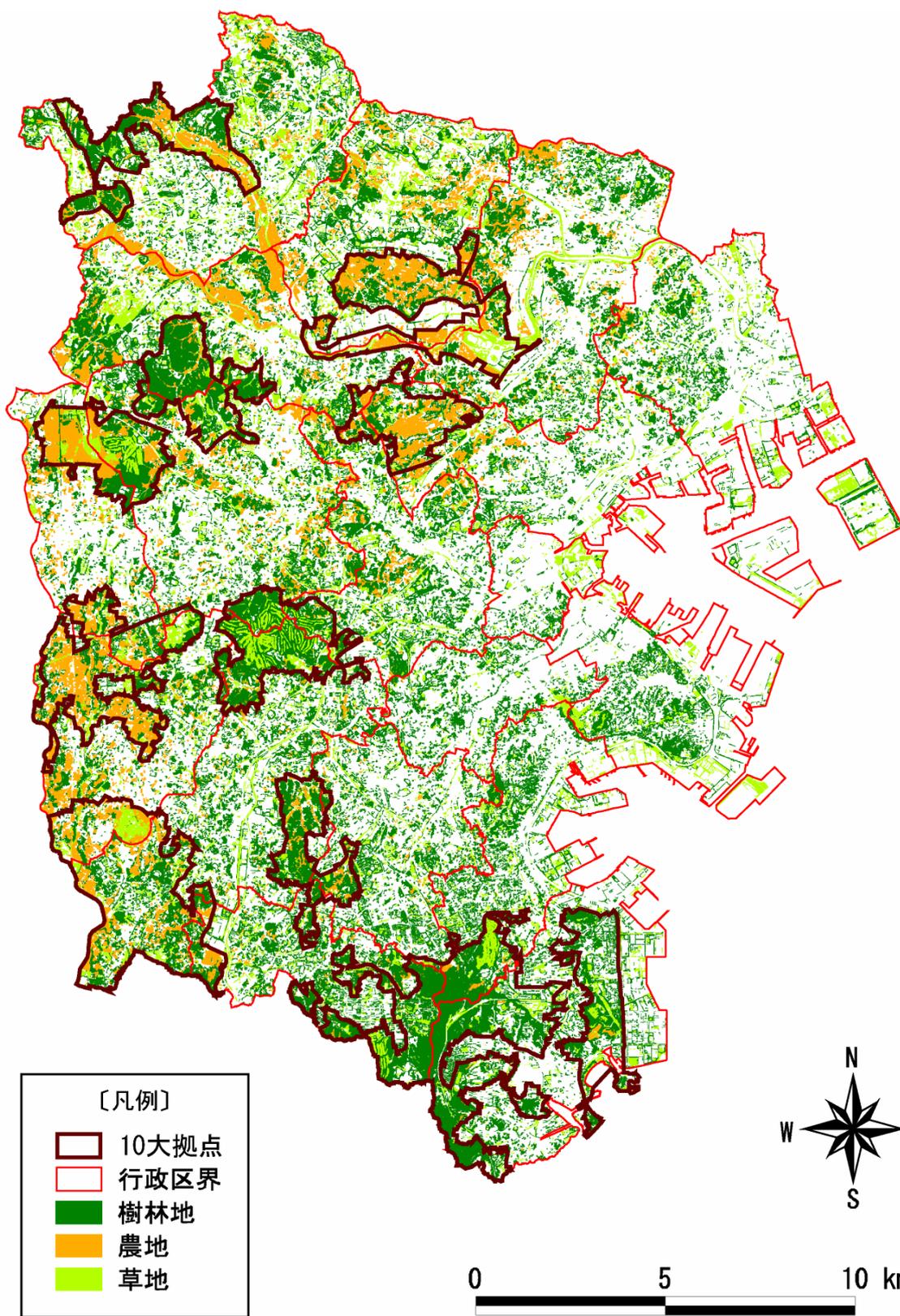
※ 平成 16 年 横浜市第 8 次緑地診断調査より

図 市街化区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布

## ○行政区別緑被率の推移

(単位：%)

年 度	昭和 50 年	昭和 57 年	昭和 63 年	平成 4 年	平成 9 年	平成 13 年	平成 16 年
鶴見区	20.9	18.0	17.0	15.5	15.3	14.8	14.7
神奈川区	27.4	26.2	25.9	24.3	23.0	24.1	23.5
西 区	11.7	11.6	11.2	10.9	11.4	12.3	13.1
中 区	19.6	16.6	17.1	15.8	15.2	14.8	15.2
南 区	34.4	23.9	20.4	17.8	17.2	15.6	16.0
港南区	31.9	28.4	24.8	23.3	21.3	22.4	23.0
保土ヶ谷区	40.2	36.9	35.3	33.8	32.5	32.5	32.2
旭 区	43.9	42.0	40.3	38.3	36.1	37.8	37.1
磯子区	39.2	33.6	29.6	28.2	27.7	26.4	27.8
金沢区	50.2	38.8	37.4	33.2	33.7	31.5	31.8
港北区	49.6	42.6	34.2	35.3	31.8	28.2	27.8
緑 区	58.2	50.9	41.5	52.2	50.2	44.6	44.3
青葉区	...	...	...	38.7	37.8	34.5	34.0
都筑区	...	...	...	34.7	38.1	38.1	36.1
戸塚区	50.9	47.7	45.0	42.2	40.4	38.5	39.0
栄 区	44.0	47.4	43.3	41.6	40.7	41.7	42.1
泉 区	61.8	52.6	50.7	45.9	44.3	41.9	41.1
瀬谷区	45.8	42.9	40.3	38.4	35.8	36.6	35.9
全 市	45.4	40.3	36.0	33.4	32.3	31.2	31.0



※ 平成 16 年 横浜市第 8 次緑地診断調査より  
 図 緑の 10 大拠点

## 土地利用制度による誘導

### 1 緑化地域制度

#### (1) 緑化地域制度の概要

##### ア 制度の概要

緑化地域制度は、都市緑地法において平成16年に創設された制度である。緑が不足している市街地などにおいて、都市計画における地域地区として「緑化地域」の都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度である。

##### イ 指定要件

緑化地域の指定の要件は、「用途地域が指定がされている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」とされている。

##### ウ 都市計画に定める内容

緑化地域を指定するためには、都市計画において、①指定の対象となる区域、②建築物の緑化率の最低限度を定める。また、必要に応じて市町村の条例で、③緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模を定めることができる(条例で定めない場合は、1,000㎡以上となる。)

#### (2) 横浜市の緑化地域指定に係る都市計画面

横浜市では、現在、緑化地域の指定に向けた準備を進めており、その概要は、次のとおりである。

##### ア 指定の対象となる区域

緑化地域の指定区域は、都市計画法に規定する住居系用途地域全域とする。市街化区域の緑を構成する山林や農地は、その約9割が市民生活に身近な場所である住居系用途地域に分布しており、年間約72haの緑が減少している。このため、急速に緑が減少しており、良好な住環境の形成のために、緑の創出を図ることが必要な区域として指定することとしている。

##### 【参考】住居系用途地域の種類

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

## イ 緑化率の最低限度

緑化率の最低限度は、横浜市における既存の緑化制度や都市の緑の状況、用途地域等における建ぺい率等の規制を踏まえ、10%とする。

## ウ 緑化率の規制の対象となる敷地面積

緑化率の規制対象となる敷地面積は、既存の条例に基づく緑化協議を行ってきた実績等を踏まえ、条例により、500 m<sup>2</sup>以上とすることを考えている。緑化地域制度は、建築基準関係規定であるため、より強制力のある手続き・罰則が可能となり、確実な緑地の確保が見込まれる。

## 2 斜面緑地の開発行為に関する景観計画【今後検討】

### (1) 背景と課題

横浜市では、高度経済成長による急激な人口増加の影響を受け、都市化が急速に進行した。近年、人口は全国的に減少傾向へと転じたが、横浜市では、未だ増加傾向にあり、住宅需要に伴う開発圧力は依然として高い。

これまでの都市化の進行により、市街化区域における開発適地は確実に減少しているものの、土地利用規制の緩和や建築・土木技術の進歩から、従来は開発が困難とされ、市街地の貴重な緑として存続してきた斜面地の緑地、いわゆる斜面緑地が開発の対象とされている。

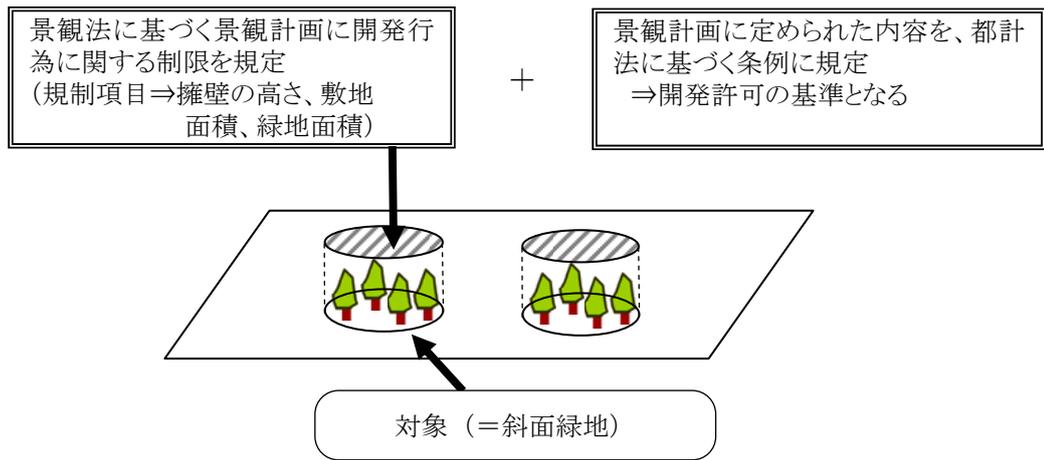
横浜市では、斜面緑地を含む斜面地での共同住宅への対応策として、既に地下室マンション条例等を制定（平成 16 年 6 月 1 日施行）し、周辺への圧迫感の軽減や一定の緑化を義務づけているが、対象とならない戸建住宅については、依然として開発・建築が行われており、市街地に残された斜面緑地は確実に失われていく傾向にある。

このような背景と課題を踏まえ、横浜市では、景観法を活用し、市街地の斜面緑地における開発を適切に誘導して緑の環境に相応しい景観を形成するとともに、市民にとって潤いと安らぎを感じることのできる快適な住環境を創出していくことを目的として、「斜面緑地の開発行為等に関する景観計画」の検討を進めている。

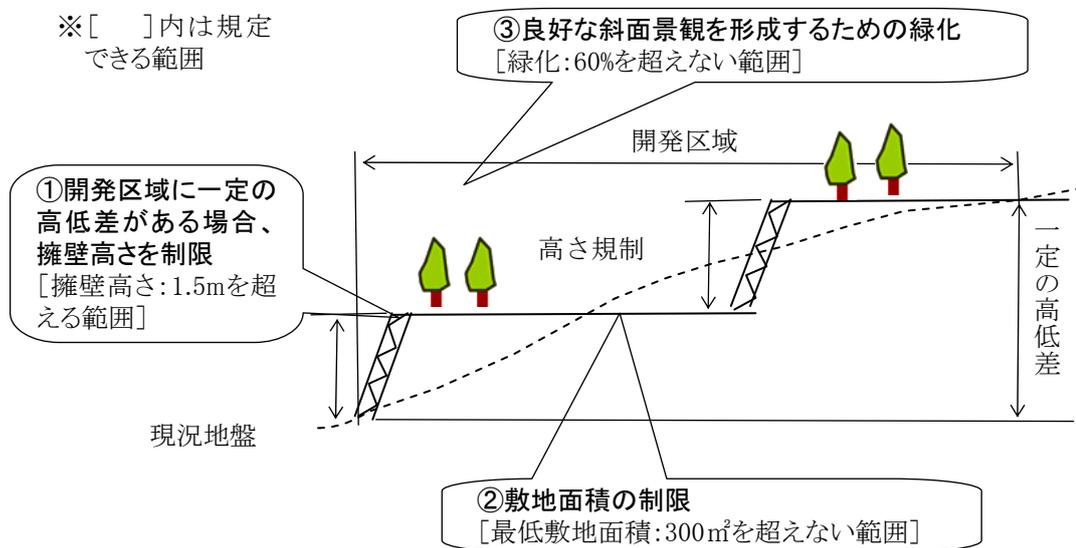
### (2) 施策の枠組み

景観法を活用した斜面緑地開発への対応策は、景観法に基づく景観計画に、対象（＝斜面緑地）と制限内容を位置付け、あわせて都市計画法に基づく条例（横浜市開発事業の調整等に関する条例）に、その制限内容を定める方法を検討している。これによって、制限内容を開発許可の基準として運用することができるようになるため、制限内容に応じた施策の実効性が担保性される仕組みとなっている。

開発許可基準として定められる制限項目は、都市計画法施行令の規定により、①擁壁の高さ、②敷地面積の最低限度、③緑地面積の3つとされており、今後、これらの制限項目を組み合わせ、良質な住環境の形成に資する斜面緑地開発の適切な誘導を実現していくための具体的な景観計画の策定を検討していくこととなる。



### (3) 都市計画法の内容



## 3 市街化調整区域の土地利用

### (1) 基本的な考え方

- ア 「横浜みどりアップ計画」や、開発許可制度の運用により、多様化した市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用の実現を図る。
- イ 自然的環境の維持や都市機能の向上など、都市づくりの方針に見合う適切な土地利用の実現を図る。
- ウ 良好な自然的環境と調和し、適切な土地の維持・管理に資する施設等について、立地を認める。

本市の市街化調整区域は、昭和 45 年の指定以来、市民の森や特別緑地保全地区などの緑地

施策、農業専用地区などの農地施策、及び都市計画法に基づく開発許可制度の運用により、開発圧力が高い地域にあっても、総体としての環境を概ね維持してきた。

しかしながら、指定以来 40 年近くが経過し、この間法令等により立地可能な施設が拡大されてきたこともあり、指定当初から比べて様々な土地利用が進んだ結果、現在では、市街化調整区域といっても、多様な地域が形成されている。

個別の地区についてみると、農地・緑地の減少や様々な都市的土地利用の混在がみられ、市街化調整区域を一律にとらえるのではなく、地域の特性を踏まえた、望ましい土地利用を誘導する視点が求められる。

そこで、良好な自然的環境が維持されている地域や、都市的な土地利用が一定程度集積している地域など、市街化調整区域内での様々な土地利用実態を踏まえ、周辺への影響が大きい施設については、地域の環境に調和した開発計画となるよう基準を見直すなど、都市計画法に基づく開発許可制度の運用により、それぞれの地域特性に応じた土地利用の実現を図る。

また、「横浜みどりアップ計画」により、緑に関する様々な保全策を行う地域では、社会福祉施設など大規模な緑地の減少を伴う一定の施設の立地を抑制する一方で、高速道路インターチェンジなどの都市基盤が整備され、都市的な土地利用が都市づくり上位置づけられた地域では、無秩序なスプロールを抑制し、一定の施設の立地を認めることなどにより、適切な土地利用を誘導し、本市の都市づくり施策の実現を図る。

さらに、循環型社会や景観への関心の高まりなど、市街化調整区域の指定当時の社会状況の変化を踏まえ、これまで市街化調整区域での立地を認めていなかった施設についても、小規模で周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、土地利用の適正な管理に不可欠と認められるものや良好な自然的環境の維持・向上に資するものについては、一定の条件のもとに、立地を認める。

## (2) 地域別の対応

市街化調整区域の土地利用施策の対応は、緑地等を保全する地域、計画開発を検討する地域など、それぞれの地域特性に応じたものとします。

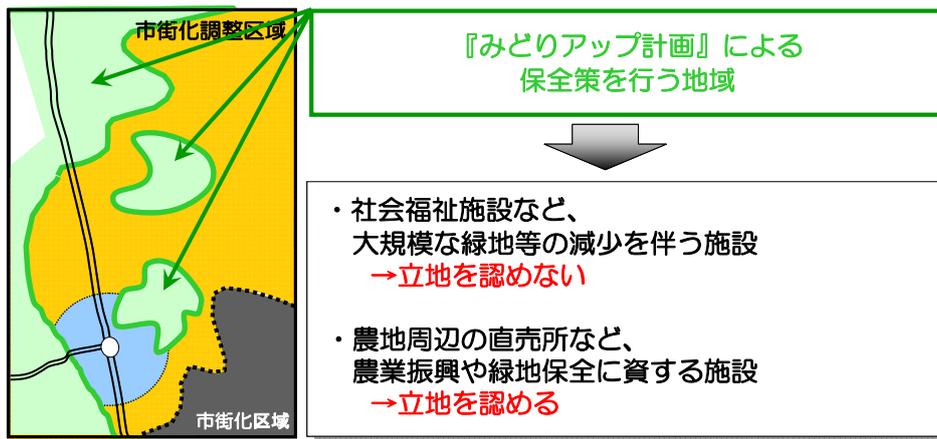
開発許可にあたっては、緑地等に配慮しつつ、周辺環境との調和を図ります。

### ア 緑地等を保全する地域

「横浜みどりアップ計画」による緑地保全指定面積の拡大、農業支援の充実などの施策のもと、緑地等の保全策を行う地域では、学校、病院、社会福祉施設などの公益的施設等の立地を他の地域に誘導する方向で基準を見直すとともに、緑地の保全や農業の振興に資する施設については、立地を認める。

あわせて、周辺の緑との調和を図る観点から、現行の敷地内の緑地に関する基準を見直す。

〈開発許可制度の運用イメージ〉



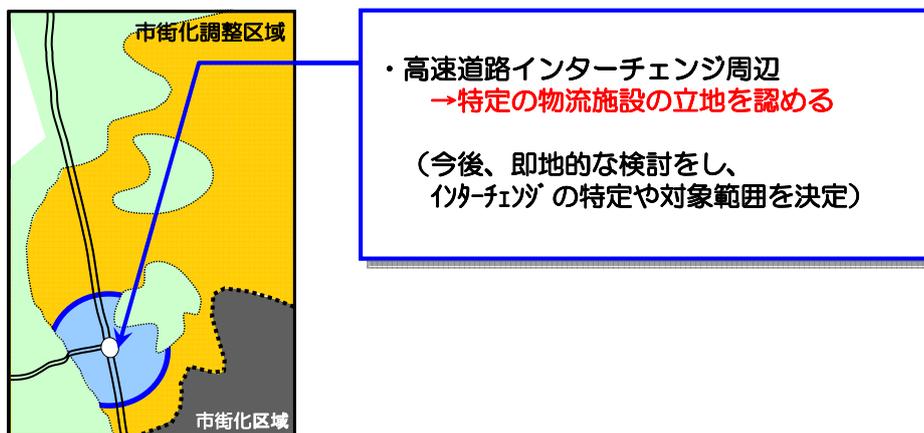
イ 緑地等を保全する地域以外の地域

(ア) 計画開発を検討する地域

市街化調整区域内の鉄道駅周辺においては、「都市計画マスタープラン」や「整備、開発及び保全の方針」などの都市づくり上の位置づけのもとに、計画的な土地利用を図る。

交通インフラ上特に重要な高速道路インターチェンジ周辺においては、特定の物流施設（物流総合効率化法に基づく認定を受けた特定流通業務施設）について、敷地が接する道路幅員など一定の要件のもとで立地を認める。

〈開発許可制度の運用イメージ〉

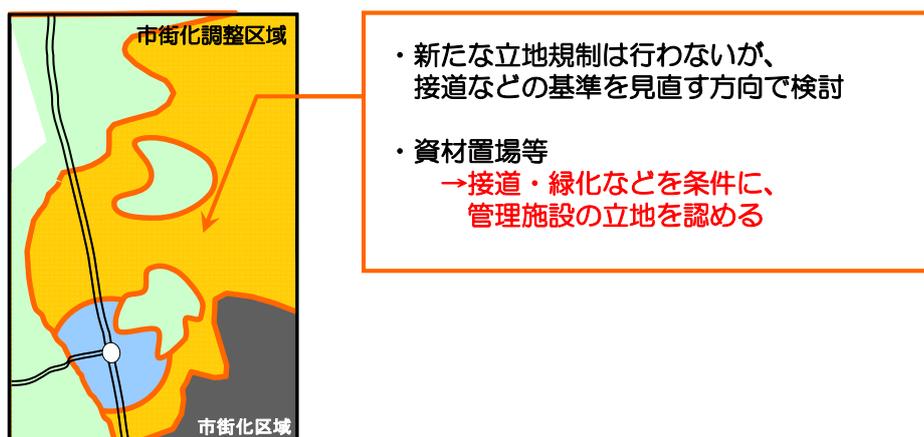


(イ) その他の地域

都市的土地利用を多く含むことから、スプロール防止を図りながら、これまで立地を認めてきた施設は、原則として引き続き立地を認めることとする。

また、資材置き場等について、接道要件を満たし、周辺環境との調和が図られるよう敷地内に緑地を設けた場合、必要最小限の管理用建築物の立地を認める。

## 〈開発許可制度の運用イメージ〉



### 3 今後の対応

緑地や農地の保全策等と連携し、必要な開発許可の基準等の見直しを行っていきます。

開発許可等の対象とならない土地利用についても、引き続き、適切な立地誘導の方策を検討する。

## 横浜市の財政状況・行政改革等の取組

### 1 財政状況

#### (1) 財政状況

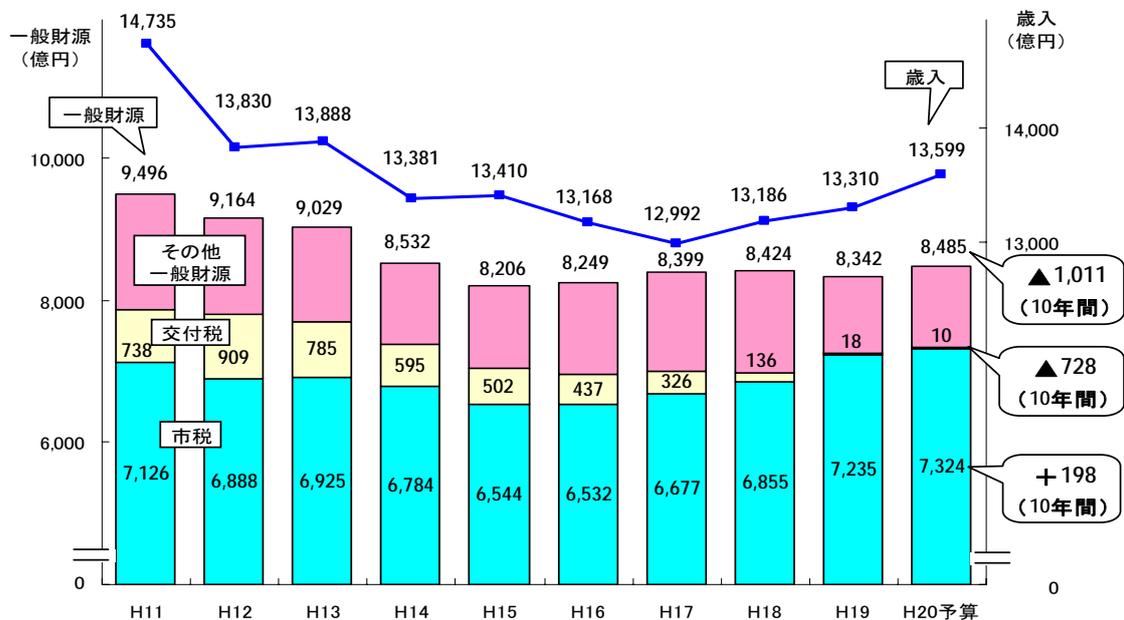
##### ア 歳入の推移

横浜市の 20 年度一般会計予算は 1 兆 3,599 億円と、政令市では大阪市に次いで 2 番目、都道府県を含めても 10 番目の規模になる。ここ 10 年間の推移を見てみると、12 年度から 17 年度までの一般会計予算は、厳しい財政状況から概ね縮小傾向にあったが、18 年度からは税制改正の影響や景気回復による税収増などにより、3 年連続で前年度を上回る規模となった。

歳入の中心である市税収入については、11 年度から 16 年度までは、13 年度にやや対前年度を上回ったものの、11 年度の恒久的減税の実施や 12 年度、15 年度の固定資産税の評価替えの影響などもあって、基本的に減収が続いた。17 年度以降は、税制改正や税源移譲の影響、企業収益が好調であることなどから、4 年連続増収となった。

ただし、税収の伸びに伴う普通交付税の減収などにより厳しい財政状況は続いており、特に、用途が特定されておらず、地方自治体の判断で自由に使うことができる一般財源については、この 10 年間で約 1,100 億円も減少している。

■ 一般会計歳入決算額の推移 ■



##### イ 歳出の推移

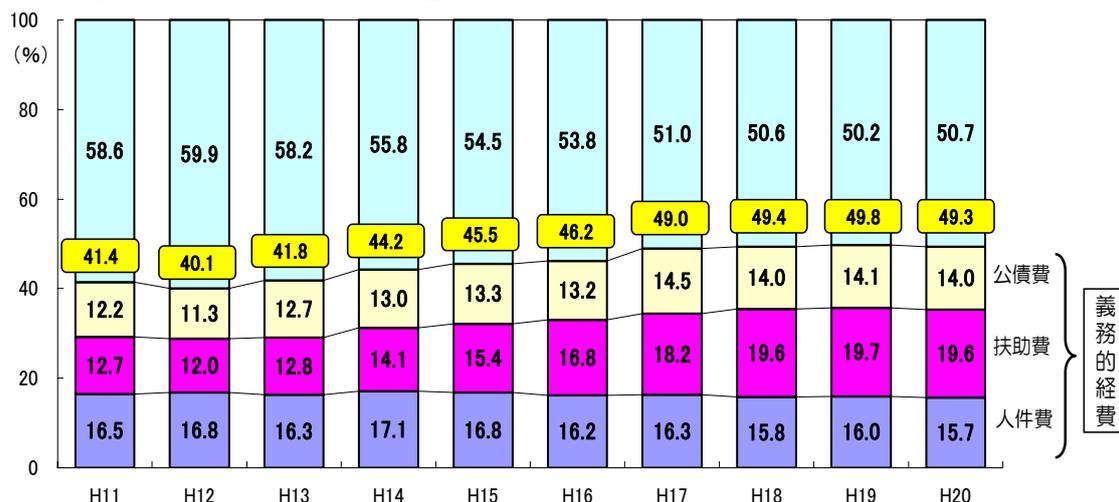
20 年度予算における義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合は 49.3%と歳出の半分近くを占め、11 年度の 41.4%から比較すると、10 年間で 7.9 ポイントも伸びている。

具体的には、義務的経費のうち「人件費」については、効率的な行政運営により職員定数の削減等を図っているが、福祉・医療・子育てなどの経費である「扶助費」の割合について

は、今後も増加傾向が続くことが予想される。また、道路や公園、学校などの公共施設の建設に必要な資金として過去に発行した市債の返済や利子の支払いに充てる「公債費」については、市債の発行抑制などの効果もあり、ここ数年 14%前後で推移している。

予算における義務的経費の割合が増えていくと、いわゆる「財政の硬直化」を招き、多様なニーズへの対応が困難になる。横浜市は、厳しい財政状況の下でも必要不可欠なサービスを実際に提供していくため、持続可能な財政の確立を目指し、様々な効率化や財政の健全化に取り組んでいるところである。

■ 一般会計歳出予算構成比の推移 ■



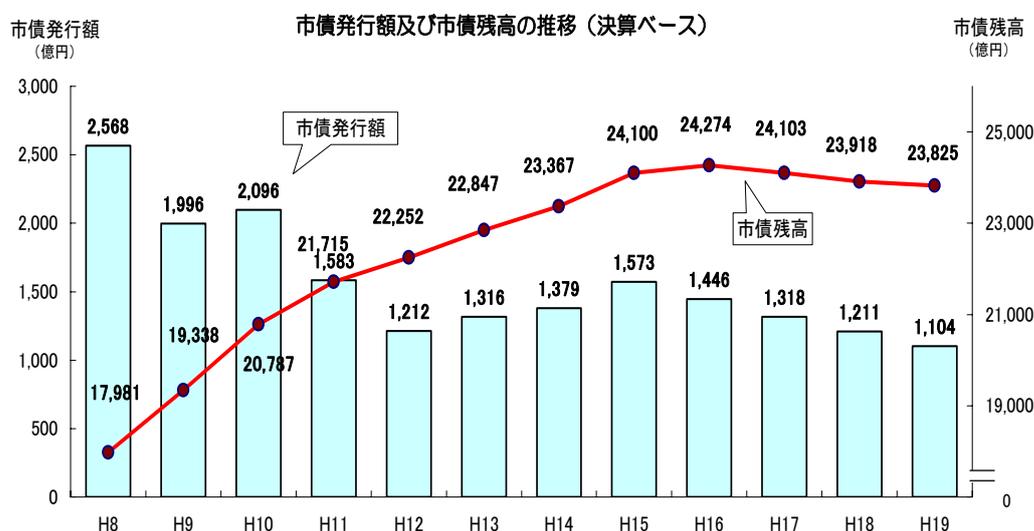
### ウ 財政健全化に向けた取組

横浜市は、一般会計の市債については、9年度から一般的な市債の発行抑制を始めている。

16年度からは、15年10月に策定した「中期財政ビジョン」に基き、一般会計の全ての市債と、特別会計・公営企業会計の市債のうち「市税等で償還する必要がある市債」について、発行額を対前年度8%減となるよう、より厳しくかつ計画的な発行抑制に取り組んだ結果、戦後一貫して増加していた一般会計の市債残高は、17年度から減少に転じたところである。

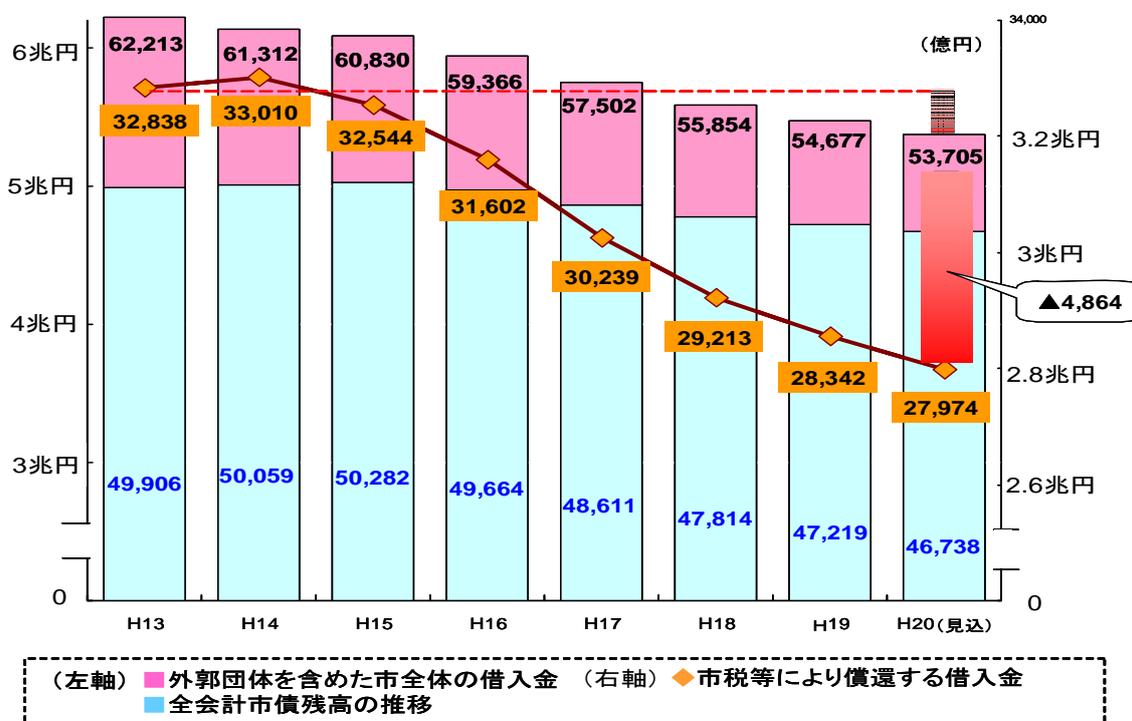
さらに、18年12月に策定した「横浜市中期計画」に基き、19年度から22年度まで、一般会計の全ての市債と特別会計・公営企業会計で発行する市債のうち「市税等で償還する必要がある市債」の発行額を、毎年度5%程度減らしていくこととし、着実に取り組んでいる。

■ 一般会計市債の発行抑制と残高縮減 ■



なお、横浜市では、14年度に全国の地方自治体で初めて、外郭団体も含めた全ての借入金の実態を整理・公表し、計画的な返済を行ってきた。その結果、外郭団体を含めた横浜市全体の借入金残高については、13年度末から20年度までの7年間で8,508億円、うち「市税などで返済する借入金」については4,864億円減少する見込みである。

### ■外郭団体を含めた市全体の借入金の縮減■



さらには、行政推進費や経常的内部経費、施設等整備費の縮減にも計画的に取り組み、一定の財政規律の下での財政運営に努めている。

## エ 今後の財政見通し

「横浜市中期計画」においては、本計画に掲げた経費縮減目標を達成してもなお、21年度は100億円、22年度は60億円の収支不足を見込んでいる。加えて、最近の社会・経済状況を考えると、歳入面においては、原油価格の高騰や食料品を始めとする物価上昇など、経済環境の悪化による市税収入等への影響により、今後も一般財源の減収傾向が続くことが予想される。一方、歳出面においては、先に述べた義務的経費の増加は今後も続くことが見込まれる上、原油高に伴うガソリン価格の上昇による運送費用の増加や原材料価格の高騰など、財政を取り巻く環境は厳しさを増してきている。

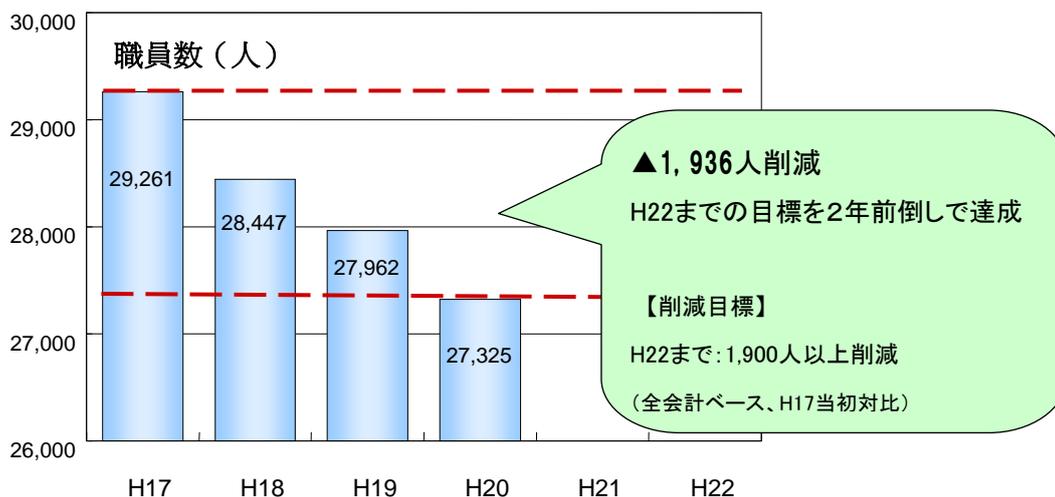
このような状況を踏まえ、将来にわたる持続的な発展と市民満足度の向上を実現するため、財政の健全化とサービスの向上を両立させるよう、引き続き健全な財政運営に努めていく。

## 2 行政改革の取組

### (1) 職員定数の見直し

施策・事業のあり方、仕事の進め方を見直すことにより、簡素で効率的な執行体制の構築に努めた結果、職員定数については、中期計画に定める 22 年度までの削減目標（▲1,900 人）を 2 年前倒しの 20 年度で達成した。

なお、19 年 4 月 1 日現在、普通会計での比較では、人口 1,000 人あたり職員数は、指定都市の中で最少となっている。



### (2) 職員の給与制度の見直し

横浜市独自の主な取り組みとして、17 年 10 月から資源循環局の現場職員に支給される給料の調整額を廃止し、18 年 4 月から特殊勤務手当を原則廃止した。

また、19 年人事委員会勧告に基づき、19 年 12 月から月例給で▲1,297 円、率にして▲0.31% の引下げを行うとともに、住居手当の支給区分を一部廃止した。

なお、給料月額については、14 年度から 19 年度まで、16 年度の据え置きをはさんで、引き続いての引き下げ改定となっている。

#### 【参考】

##### その他の取り組み

・退職手当の見直し	最高支給月数62.7月→59.28月	(16年1月～)
・退職時特別昇給の廃止	退職時1号昇給の廃止	(17年1月～)
・55歳昇給抑制	55歳以上は昇給幅を1/2に抑制	(19年4月～)
・通勤手当支給方法の変更	1箇月単位→6箇月単位	(16年4月～)
・出張旅費の見直し	近隣地（県内・23区内等）への出張に係る日当の廃止	(16年2月～)
	日額旅費の廃止	(19年11月～)

## 給与改定について

12年度・・・給料表は改定せず	期末・勤勉手当▲0.20月（4.95→4.75月）
13年度・・・	期末・勤勉手当▲0.05月（4.75→4.70月）
14年度・・・▲1.71%	期末・勤勉手当▲0.05月（4.70→4.65月）
15年度・・・▲1.01%	期末・勤勉手当▲0.25月（4.65→4.40月）
16年度・・・勧告なし	
17年度・・・▲0.40%	期末・勤勉手当0.05月（4.40→4.45月）
18年度・・・▲0.26%	期末・勤勉は勧告なし
19年度・・・▲0.31%	期末・勤勉手当0.05月（4.45→4.50月）

### (3) 民間委託等の推進、指定管理者制度導入の取組

「民の力が存分に発揮される都市、横浜の実現」という都市経営の考え方のもと、事業のあり方等の検討を踏まえて、サービス面や経費面において効果が認められる場合には、積極的に民間のノウハウ等の活用を図ってきた。

#### ア 民間委託等の推進（主なもの）

H15～H19 までの取組		20年度以降の取組
交通局のあり方検討	改善型公営企業を目指すことで対応	H19.6 市営交通5か年経営プラン H19.10 市営交通アクションプラン
学校給食調理業務	65校で実施	20年度末までの民間委託校：85校 (22年度末：125校)
水道メーター検針委託	10区で実施	20年度は新たに3区で実施 水道料金整理業務委託：4区で新たに実施
地下鉄駅業務委託	21駅で実施	引き続き拡大検討

#### イ 指定管理者制度の導入の取組

選定にあたっては、民間事業者等を含めた幅広い団体の参入を促すため、公募を基本とするとともに、積極的な施設情報の提供、選定結果や議事録の公開等により、公正・公平・透明性を確保し、施設ごとに最もふさわしい指定管理者を選定してきたところである。

20年6月までに912施設に指定管理者制度を導入している。

横浜市における公の施設数	4,300施設
個別法によって管理者が限定されている施設（学校、河川、道路など）	550施設
直営施設	2,838施設
街区公園（公園愛護会による管理運営）、港湾施設（荷さばき地など）、保育所	2,765施設
公会堂、図書館、墓地・霊堂、斎場、公園、市場、病院、知的障害者更生施設など	73施設
指定管理者制度導入済み施設	912施設

○ 現在、指定管理者制度導入施設912施設のうち97.0%\*を公募

※ 公募を行わないことができる施設：地域団体が管理運営する集会所、公園内自然体験施設など19施設  
 <参考> 全国平均 29.1% 政令指定都市平均 48.8%（19.1.31総務省公表資料より）

#### (4) 経常的経費の縮減

「横浜市中期計画」に基き、行政内部経費の縮減としては、人件費の縮減のほか、民営化・委託化の推進や業務のIT化の推進、事務事業の見直しなどを進め、経常的経費の縮減を図っているところである。

具体的には、19年度から取り組んでいるが、毎年度、行政推進経費（施設運営など）を1%削減するとともに、経常的内部経費（庁舎管理、管理事務など内部経費など）を3%削減している（重点事業の実施に伴う追加額や新規事業等は除く。）。

（単位：百万円）

	18年度予算	19年度予算	20年度予算
行政推進経費 （▲1%目標）	195,173	193,121（▲1.1%）	191,098（▲1.0%）
経常的内部経費 （▲3%目標）	73,956	68,196（▲7.8%）	66,057（▲3.1%）

#### (5) 外郭団体改革の推進

横浜市の外郭団体は、現在42団体である（ピークは平成5年～7年度で67団体）。

外郭団体改革は、「外郭団体の自主的・自立的経営の促進」を図るため、専門家による外部評価を取り入れた独自のPDCAサイクル（特定協約団体マネジメントサイクル）を実施している。

##### <外郭団体数の推移>

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
56団体	55団体 （▲1）	53団体 （▲2）	48団体 （▲5）	44団体 （▲4）	42団体 （▲3+1）	42団体

### 3 緑の保全・創造に向けた財源確保の取組（増収策）

環境創造局で検討・実施している主な取組みは、次のとおりである。今後とも、引き続き、財源確保に向けた取組を推進していく。

事業名	内 容	事業開始時期	確保額
○「よこはま緑の街づくり基金」寄附	民有地緑化推進に向け、市民、企業、団体等からの寄附金を積み立て、その利息によって市民の緑化活動を支援。	昭和59年度	(平成19年度積立額) 16,134千円
○「よこはま協働の森基金」寄附	市民、団体、企業に「よこはま協働の森基金」について広く周知を行うとともに、協働パートナー制度、企業提案による新たな手法などを導入し、基金造成のための寄附をいただいている。	平成17年度	(平成19年度実績) 3,850千円
○ネーミングライツ	施設維持管理コストの軽減やスポーツ振興等を目的として、ネーミングライツ（命名権）契約を締結。		
日産スタジアム	日産スタジアム（旧名称：横浜国際競技場）について、日産自動車と5年間の契約を締結。	平成16年3月	(平成19年度実績) 470,000千円
ニッパツ三ツ沢球技場	ニッパツ三ツ沢球技場（旧名称：三ツ沢公園球技場）について、ニッパツと5年間の契約を締結。	平成20年3月	(平成20年契約額) 70,000千円
○山下公園レストハウスの管理運営事業等	公園利用者へのサービス向上のため、山下公園のレストハウス内に売店を設置。運営は、ノウハウを有する民間事業者に委ねることとし、公募により決定。事業者からは、施設の使用料を徴収し、公園の維持管理経費に充当。 また、その他の公園についても、引き続き、経営資源の効果的な活用に向け取り組んでいく。	平成20年7月 (開店)	(平成20年契約額) 9,000千円
○新たな市民農園の開設	農地を買収し、市民農園を開設する事業に取り組む。5年で8ha、1,000㎡当たり農園區画を25区画を用意。	平成21年度	(平成21年度見込み) 12,000千円
○新たな都市公園（借地公園制度）による農園付き公園の整備	公園内に、有料の分区園（農園）を整備し、市民に貸出。詳細については、今後、検討を進めていく。	平成22年度以降	—